之言命法は道徳法則であり得るか ①

遠藤徹

【論文要旨】 「真の幸福を得ようとするならば、Xせよ。」 (α)

下「仮言命法論文」と略記)が取り上げようとした問題は、第一次的には、aは果たして本当に道徳的命法たり得 ないか、であった。 カントはαは道徳的命法ではあり得ないと主張したと思われるが、拙稿「仮言命法は法則であり得ないか」 印

以上が上記論文のあらましである。 だとの彼の主張に根本的疑問を向けると共に、もしこうして定言命法のみが道徳的命法であるとのカントの主張が 崩れるとしたしたら、彼の倫理学の体系はどのような修正を迫られるはずであるかを大づかみに予測した。-な道徳的命法はカント自身においても仮言形式とならざるを得ないのではないかと述べて、道徳的命法が定言命法 さしに照らして、道徳的命法であり得るはずであることを示すことに努めた。そればかりでなく、そもそも具体的 ずであること、又αも、それに対して義務から従うことは可能である限りで、従ってその限りでカント自身のもの 又道徳法則たり得ない、ただ定言命法だけがそうであり得る、と主張した。上記拙稿は仮言命法も法則たり得るは カントが「実然的」(assertorisch)仮言命法と呼んだものがαだと思われるが、彼は仮言命法は法則たり得ず、

検討を通して、定言命法の基本定式が果たして真に道徳法則であり得るか、根本的疑問を提示することに努めるつ 点にも考慮を払いながら、道徳的命法としてのαの可能性を追究する。後者の道では、約束に関する義務の根拠の 本稿はこの二つの道のいずれにおいても一歩推し進めることに努めたい。前者の道では、上記論文への疑問・再考 性を一層具体的に追究することであり、もう一つは、定言命法が道徳法則であり得る可能性を吟味することである。 この我々の疑問を深化することは二つの方向を取り得るであろう。一つは、仮言命法が道徳法則であり得る可能

_

れる法則上の性格の違いについてである。道徳法則とそうでない実践的法則との間にあると思わ「仮言命法論文」に対する疑問及び再考点の一つは、

が、線分等分の技術的命法が線分等分を意図する者に 行を命じているのに対して、後者は他人の生命を救うの意図は人の欲求に委ね、その意図に応じて手段の実 然々すべし」(技術の命法)と「他人の生命を救うた 記論文は主張した。しかしこれには幾分か再考を促さ が自殺を意図する者に対してのみ命令して来るのと変 対してのみ命令して来るのは、自殺禁止の道徳的命法 が任意の意図に依存して偶然的なためであると述べた ある。後にも見るように、「線分を等分するためには、 には見られない一種の強制力があると思われるからで れている。というのも、道徳法則にはそれ以外の法則 て、後者のみを法則とする根拠はない。 わりなく、この点から仮言命法と定言命法とを区別し は、前者は線分を等分すること自体は命令せず、それ めには、万全を尽くすべし」(道徳の命法)との間に カントは、仮言命法が法則たり得ない理由を、それ ――こう上

られている。このこととつながることであるが、二種ての時に与えられているという意味で、「常に」与えば外から与えられる。従ってそれは、予期せざるすべ臨むことは自らが意図することではなく、それはいわ

だけ実際には命令を発動するが、他人の生命の危機にたけ実際には命令を発動するが、他人の生命の危機に臨んだ人にないところで否応なしに目的そのものを命じ、それにないところで否応なしに目的そのものを命じ、それにないところで否応なしに目的そのものを命じ、それにないところで否応なしに目的をのま行を命じて来るが、後者の場合には、何ら先行する目的の意図の来るが、後者の場合には、何ら先行する目的を意図しなく、命じ、それと共に手段の実践をも命ずるというなく、命じ、それと共に手段の実践をも命ずるというなく、命じ、それと共に手段の実践をも命ずるという

解することができるように思われる。 解することができるように思われる。 解することができるように、「仮言命法論文」でも近、 がしてのみ命ずるのに対して、もう一方は人間である 関りでの人間に対して、従ってすべての人間に対して 対してのみ命ずるのに対して、もう一方は人間である 対してのみ命ずるのに対して、もう一方は人間である 対してのみ命ずるのに対して、もう一方は人間である 対してのみの間には、更に又、「仮言命法論文」でも述べ

を妨げ、「仮言命法論文」での我々の主張の変更をではこのことは技術的仮言命法を「法則」と呼ぶこ

こと自体を、人がそれを自ら意図するか否かに関わり

なく、一般的な道徳的命法と技術的命法との違いに沿っなく、一般的な道徳的命法と仮言命法との比較としてでは上の考察は、定言命法と仮言命法との比較としてではさわしい。更にここで見失ってはならないことは、以 は関係ないということである。一般的には二つは結びの命法の違いは定言命法と仮言命法との違いと直ちにでなされたのだということである。つまり以上の二種 普遍性・恒常性において、それは道徳的命法と異なる 全存在に対して、妥当なその命令を発している。その 誰かがそれに従おうが従うまいが、線分等分が可能な ・則と呼ぶかどうかは、結局、両者を、それ自・ 迫るであろうか。そうは思われない。二種の命法を法 的命法であったとすれば、その道徳的命法がどのよう 技術的命法と異なり、これをこそ法則と呼ぶことがふ 道徳的命法は万人が常に服従の命令を受けている点で し我々人間の立場に立って、それぞれが我々人間に対 ところなく、それは全く一個の「法則」である。しか て定まることであろう。線分等分の命法それ自身は、 てとらえるか、それとも我々との関係で見るか、によっ いであろう。次節の考察はこの問題に関連する。 な命令の性格をもつかは別個に問われなければならな つくであろう。しかしもしも或る種の仮言命法が道徳 してどのように命令を発動して来るかを見るならば、

一時的に放棄することは十分あり得るのであり、そう 人は本来自然本性的に目指している幸福の追求をすら らである。「仮言命法論文」は、Χすることが自分に らである。「仮言命法論文」は、Χすることが自分に らである。「仮言命法論文」は、Χすることが自分に が義務から従うことがあったとしても、それは定言形 が義務から従うことがあったとしても、それは定言形 が表務から従うことがあったとしても、それは定言形 が表務から従うことが感じられるのは、例えば

て、実行したとする。このとき私は「義務から」従っおう、そして不幸な結果を避けよう」と、憤然決断しもかかわらず、法則の厳粛さに思い到り、「法則に従いなら幸福など要らないと率直のところ思っているにら勤勉であれ、と忠告されながら、勤勉に努めるくらもからすことは一つの法則だ、幸福であろうとするないにもかかわらず、従って誰かから、或いは自分の内いにもかかわらず、従って誰かから、或いは自分の内いにもかかわらず、従って誰かから、或いは自分の内いにもかかわらず、従って誰かから、対照に対しているとはなる、実行したとする。このとき私は「義務から」従って、実行したとする。

だったのであろうか。

ていないのであろうか。私を実行へ到らせた動機は何

あてにせず、理性的意志の決断力によって、半ば目をように思われる。私は遠くに望まれる幸福をほとんどれがどれ程力を貸すかには様々な場合や度合いがある

いかに、関与したかである。幸福への欲求は、それが そのもの或いは法則の尊重の念であった――このこと 呼びかけて来るとき、それは私の中にある幸福への欲 幸福への欲求が自然本性的なものであることの意味で てしまったりすることはないように思われる。それが、 放擲されたときでも、全く死んでしまったり、消失し は確かであろう。問題は幸福への欲求は果たして、又 起こすよう最初に決定的に働きかけた当のものは法則 とする。事実意志が理性(を通しての法則の語りかけ) 求には全く目もくれずに専ら私の「理性」に語りかけ ている状態にあると言う方が適切であろう。 態ではなく、むしろ仮眠の状態或いは眠ったふりをし あろうが、しかしそれもいわば眠った状態、冬眠の状 あろう。それは一種の活動停止の状態に置かれるので 福への欲求も何程かそれに力を貸すのではないか。そ に聴き従い、法則に服従するとき、何程か目覚めた幸 の欲求に向かっても呼びかけ、それを目覚めさせよう て来るのではなく、むしろ仮眠状態にある私の幸福へ 怠惰への欲求を乗り越えて、勤勉へ向かって行動を αが私に

の点に関わっているように思われる。

う問題の考察へ余地を残しているであろう。質問はこるなら、それは「義務から」を崩させないのか、とい接的には幸福への欲求が動機となっていることを認めしこの主張は、では間接的にはどうなのか、もしも間

れても、ひきずられてもおらず、むしろそれを用いな逆らって働いてはいないが、幸福への欲求に出し抜かのう。一言で言って、ここでは理性は幸福への欲求にありなかにはいないが、なるという在り方があるでありの大きさに応じて活用するという在り方があるであ おのずからなる高まりに身を任せるという形を取るで することもあるであろう。又一般に最初の決断の瞬間 逆に遠くに垣間みられる淡い幸福に期待を託して発起 う。しかしそのいずれの場合や段階においても、ここ それに頼みながら、自らの方針を貫こうとするであろ この欲求の推進力が弱いときには鼓舞し、強い時には は法則の呼びかけに目を覚ますのであり、私の理性は しかしともかく、いわばまどろんでいた幸福への欲求 あろう。従って強弱様々な度合いがあるであろうが、 は目つぶりで始まり、次第に幸福への欲求の推進力の 従おうとする姿勢を保ちながら、幸福への欲求をその れとは別の在り方―― 基本的に理性的意志が法則に り、或いは幸福への欲求が理性に働きの余地を与えず には、勤勉そのものへの欲求が勤勉へ私を駆り立てた がら働くのである。その全体は「義務から」なしてい・・・・ にそれ自身で勤勉へと私を引き込むのとは違って、そ ると言うことができるし、それがふさわしいであろう

つぶるようにして法則に従う場合もあるであろうし、

合いも異なるとしても。 する。 **く** 尊重するが、その結果幸福への欲求を軽んずるのでな づけられているのを見出すからである。理性は法則を求が何よりも自らの尊重する法則それ自身の中に位置求の内に置いている。というのも、それは幸福への欲野の内に置いている。というのも、それは幸福への欲 許さない理性の法則に対する厳正な忠誠である。一方 に身構える紳士のように、幸福への欲求に決して心を くとも、少なくとも「警戒的」であり、女性の近づき である。理性は幸福への欲求に対して「敵対的」でな に法則に向かおうとする―― そのような「義務から」 えられておらず、理性はそれに目もくれず、真っ直ぐ ない。後者の場合には、幸福への欲求はいわば座を与 えば「勤勉であれ」の場合のそれと明らかに同じでは 幸福への欲求を視野の外に置かず、むしろ初めから視 く、他ならぬ法則それ自身の指示に従ってそれを尊重 αに人が従う場合の「義務から」にあっては、理性は を尊重するのであり、幸福への欲求が一人勝手に歩き この場合の「義務から」は定言形式の命法 幸福への欲求の強弱に応じて「義務から」の度 しかし理性はどこまでも法則の尊重の下でそれ

法則の言葉に聴きつつ、幸福への欲求が自身に与えら

まわるのを尊重するのではない。法則に従うために、

し、その成果を祝福の内に汲み上げようとするのであし、その成果を祝福の内に汲み上げようとするのであれた持場で、自身に与えられた役割を果たすことを促

こうして我々はαにも、或いは一般に仮言命法にも、人は義務から従い得るということをやはり主張するが、人は義務から従い場るということをやはり主張するが、人は義務から従い場るということが道徳的であるとするいと思われることは、定言形式の命法に従う場合のように義務から従う場合とは、だ言形式の命法に従う場合のように義務から従うときにだけ我々が道徳的であるとするいわれはないはずだということが道徳的であるとするいとであったとすれば、幸福への欲求をもことが真の幸福をもたらすということが自然本性にることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然な幸福への欲求をすることは不自然であり、この自然なないのではないか。

能性がある。従って本稿ではこの問題を是非とも追跡にないかとの問題は、定言命法と仮言命法とはそもそもどいう区別は道徳法則の具体的なレベルではなく、原理いう区別は道徳法則の具体的なレベルではなく、原理いう区別は道徳法則は仮言形式の命法である外ないのでよ、この問題は、定言命法と仮言命法と仮言命法との言いないのではなく、別間はの言形式の命法である外ないので見体的な道徳法則は仮言形式の命法である外ないので見体的な道徳法則は仮言形式の命法である外ないので見体的な道徳法則は仮言形式の命法である外ないので見体的な道徳法則は仮言形式の命法である。従って本稿ではこの問題を是非とも追跡

を避けるためであるならば、自殺するなかれ。」であった当身の例示に即して見ても、実際には「もし苦しみにてペイトンの言葉を借りれば、常に「実質的」格率、してペイトンの言葉を借りれば、常に「実質的」格率、してペイトンの言葉を借りれば、常に「実質的」格率、してペイトンの言葉を借りれば、常に「実質的」格率、というものであった。「自殺するなかれ。」は、カント自身の例示に即して見ても、実際には「もし苦しみというものであった。「自殺するなかれ。」であったのさしにかけられる格率は、ペイトンも言う通り、そのさしにかけられる格率は、常に「実質的」格率、というものであった。「自殺するなかれ。」であった。

=

「仮言命法論文」は、仮言命法が道徳法則でないと

て、他人の生命を救うために自殺する場合を排除しな

ていたのか。カントに明言がないことが問題を呼び起 なものとしては仮言的・条件的命法であることを認め いはずである。カントは果たして道徳的命法は具体的

2 命法の区別は命法の文の形式上の違いとは関係な

にはあり、従って確然的」道徳的命法ではない。「も し電車に乗りおくれたくないならば等々の条件がそこ いとの主張が解釈者によってなされている。 然的であり、道徳的命法である。」「われわれはカント し金を返す約束をしたのであれば、正直に返せ」は ている。原則によって指導される規則は行為の置かれ における原理あるいは原則と規則との基本的区別を知っ 「形式的には仮言的命法であるが、その意味内容は確 た特殊な状況と結びつかざるを得ない。」 「『走れ!』と命ずれば形式は定言的であるが、も

qualified)命法として分類されるが、だからといっ 段を指示するわけではない。例えば『もし約束をする 法を言い表してはいない。カントの言う通り、定言的 てそれは『無条件に(unconditionally)命ずる』命 言的である。」「すべての仮言命法が目的に対する手 に見える多くの命法がそれでいて〝隠れた仕方で〟仮 「『ドアを閉めよ』は文章としては無限定な(un-

ならば、それを守れ』のように。」

考えてよいのであろうか。 命法が存在するということをカントが認めたと簡単に しかし我々は彼らの言うように、仮言形式の道徳的

て、言い表すべきことを十分に言い表した本来の形式 り、省略形式の文と見るべきであり、その省略を補っ で表現すれば、仮言形式の文なのではないか。 (a)「走れ」や「ドアを閉めよ」は、二人も言う通

よ」→「もし困っている人を見たならば、助けよ」) も仮言形式に直し得る(例えば「困っている人を助け 関連を問題にすること自体カントの議論からの逸脱で と考えたであろうが、そもそも非本来的形式の文との のであるから、こういうレベルでの話であれば、カン トも当然二つの命法の区別を形式上の区別と無関係だ (b) 本来的表現形式を外れれば、どんな定言形式文

る。「正直であれ」にどんなに純粋に従おうとしても、 ここにおける行為の起動の場で、理性が無条件に私の 言命法が純粋に定言命法として成立するためには、今 る通り、定言命法は〝隠れた仕方で〟 仮言的であり得 意識下で打算が動機となっていないとは限らない。定

あろう。

(c)カント自身が言う通り、そしてAune が指摘す

形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えないにかである。意志の規定の仕方の違いは具体的命法の反別がこの意志規定原理のそれととらえるときには、うな無形の意志規定原理のそれととらえるときには、うな無形の意志規定原理のそれととらえるときには、うな無形の意志規定原理のそれととらえるときには、されである。しかし問題はそのレベルでしか考えなかっかである。しかし問題はそのレベルでしか考えなかったかである。意志の規定の仕方の違いは異体的命法のにないと方に、両着法の区別がこの意志の規定の形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたの形式の違いに全く反映しないとカントは考えていたのかにある。

言われているのではないか。 法」という概念は明らかに命法の形式を念頭に置いててすませてならなかったのか。「定言命法」「仮言命なぜ道徳的命法は「無条件的に意志を規定する」と言っ「定言命法」「仮言命法」という言葉を導入したのか。

もしそうであるならば、なぜそもそもカントは

の回避のためには「自殺するべからず」であるが、他

あろうか。打算的条件付きの「……したいならば、正方で、仮言形式の命法たり得ても、逆は成り立つので② 定言形式の命法(「正直であれ」)は〝隠れた仕

的に対する手段を命じる仮言的命法ではないか。カン

ろうか。 直であれ」に則って我々は道徳的に行為し得るのであ

定言形式の命法であることは道徳的命法であるため

に関する道徳的命法も無条件には立てられず、苦しみと結びつくとカントは考えていたのではないか。自殺うに、他方では具体的道徳命法は定言形式ではあり得ないのではないかとも考えられた。具体的な行為は状ないのではないかとも考えられた。具体的な行為は状ないのではないかとも考えられた。具体的な行為は状況に応じた一定の目的の下でのみ成立する。とすれば問的を条件とする仮言形式でない具体的道徳的命法というものは実際には存在し得ないのではないか。

ない。しかしともかくも命法の形式からは、それは目ら、カントが仮言命法と呼んだものと直ちに同じでは務である目的」、つまり道徳的に善なる目的であるかに基づくそれ、傾向性の目的ではなく、それ自体「義であく行為の肯定的命法の場合、目的は「自愛の原理」なのではないか。確かに後者の場合、即ち禁止の命法人の生命を救うためには「自らの生命を捧げるべし」

な場合に想到、言及していないのは、なぜか。言い換えれば自然的欲求の対象のみを考え、このようか。カントが仮言命法を構成する目的として傾向性、からないのででででいる。ののでは、などのような道徳的に善い目的の手段となる行為を

カントはこのような命法を「他人の生命を救うべし」

善を目指す行為の命令の場合も、仮言形式の道徳的命 性からの目的を目指す行為の禁止の場合のみならず、 段を指示する技術の命法があるであろうか。「そうし うしようとするならば」という不定の目的に対する手 ち可能な限りのあらゆる、又最善の手段を尽くすべし」 るなら、「そうするためには、万全を尽くすべし、即 らの生命を捧げるべし」(これがあまりにも厳格すぎ 法はあると言うべきではないか。もしこう言ってよけ ようとするならば」の「そう」が「他人の生命を救う」 の仮言形式の道徳的命法ではないか。こうして、傾向 ではないか。そしてそうであれば、これはやはり一つ てられるのであり、ということは、命法を二つの部分 で充足されて初めて「自らの生命を捧げるべし」は立 に分けることはできず、全体が一つの道徳的命法なの (定言的道徳命法)+「そうしようとするならば、 (仮言的技術の命法)とみなしたのか。しかし「そ

こが違うのか、であろう。別されるのか、両者は違わないのか、違うとすればど仮言形式の道徳的命法とそうでない命法とはどこで区の具体的道徳的命法は全く存在しないのか、及び(2)れば、ここに生じる問題は、(イ)それでは定言形式

徳的命法である限りで、言い換えれば、それが 『一応 ではないか。しかしこれに対しては、答は、ひとまず 徳の命法というものは通常そのように、特殊な例外的 ような通常の場合を取り上げたであろう。そして又道 れる通常の目的は苦の回避なのであり、カントはその 般的な場合でないことは言うまでもない。自殺がなさ 父の場合を引き合いに出した。しかしそれが自殺の一 が無限定に立てられないことを示すために、コルベ神 の義務』である限りで、である。拙稿は「自殺するな 得る。但しそれは、それが一般的な場合を想定した道 は、「全くないとは言えない」であろう。それはあり は定言形式の「自殺するべからず」は立てられないの な目的がある。とすれば、端的な、無条件の、つまり な場合を除外して、一般的な場合に対して立てられて (イ) 定言形式の具体的道徳命法は存在しないのか。 目的なしの具体的行為など存在しない。自殺にも様々

いるであろう。そこでは皆が暗黙の内に了解している

条件のことさらな明示は不要であり、一応の義務とし れを次のように言うこともできるであろう。一般的な ての「自殺するなかれ」が立てられ得るのである。こ

場合には、「苦の回避のために」をつけ加えた「自殺 するなかれ」は同語反復に等しい、と。

は」の条件付きであり、本来の姿に戻せば仮言的、条 と言うべきだと思われる。但し無論一応の義務として の「自殺するなかれ」は厳密には「苦の回避のために こうして、定言形式の具体的道徳的命法はあり得る

件的禁止である。 (ロ) 同じ仮言形式の道徳的命法とそうでないものと

の違いはないのか。あるとすれば、それは何か。

目的が義務として命令されているということである。 で述べたことと関連するが、肯定的道徳的命法の場合、 違いはやはりあるのだと思われる。それは、本稿

「自らの生命を捧げるべし」は万人に義務として命じ られているとは言えなくとも、少なくとも「そのため されている。そしてこの点で道徳的命法はそうでない には、万全を尽くせ」は万人に対して義務として命令 義務として命令されている。そのための手段を命じる において、「他人の生命を救うべし」は万人に対して 「他人の生命を救うために、自らの生命を捧げるべし」

義務として命令して来るところが技術の命法と異なる。

指示であろう。それを必ずしも命令しないのでなく、

的命法の少なくとも多くは目的とそれに対する手段の

個人の任意であってよい。この違いを、命令文の形式 して命令されてはいない。この目的を目指すか否かは ては、「線分を二等分すべし」は万人に対して義務と ば「線分を二等分するためには、然々すべし」にあっ 命法と根本的に異なる。技術の命法の場合には、例え に、技術の命法の場合には、「もしもYをしようとす に関して、次のように言い表すことができよう。一般

「Yすべし、そのためにはXすべし」或いは「Yする は目的と手段の双方を命じる。一方技術の命法は目的 ために、Xすべし」と言い表される、と。道徳的命法

すべし」と言い表されるのに対して、道徳的命法は るならば、Xすべし」或いは「Yをするためには、X

指示を伴わないことを意味しない。むしろ具体的道徳 ないことになる。但しそのことは道徳的命法は手段の 得る余地を残すから道徳的命法に不適切であるとして **斥け、『本来の形式で』言い表すならば、道徳的命法** ようとするならば」という表現は目的を任意に選択し の意欲に応じて手段を命じる。従って「もしもYをし はやはり仮言形式ではあり得ないと言わなければなら

方を命ずる連言形式である。具体的道徳的命法の形式は正確には目的と手段の双

以上は肯定的道徳的命法の場合である。否定的命法、以上は肯定的道徳的命法の場合には、例えば「もしも禁止の場合はどうか。この場合には、例えば「もしも苦しみを回避しようとしてであるならば、自殺してはるべからず」と言えるのではないか。しかしやはりそれは見かけだけのことであろう。ここでは目的(苦の回避)そのものが義務として禁止されるのに伴って、回避)そのものが義務として禁止されるのに伴って、回避)そのものが義務として禁止されるのに伴って、自避するな、そして自殺するならば、自殺しては、自殺するな、そして自殺するならば、自殺しては、自殺するな、そして自殺するならば、自殺しては、自殺するな、そして自殺するならば、自殺するない。この場合には、例えば「もしも苦いの場合にある。否定的命法、可避するな、そして自殺するな。否定的命法、自殺するない。

行った命法の区別は形式の違いまでも含めた十分な広行った命法の区別は形式の違いには、それは仮言形式ではないとの結論に到った。道徳的命法は、一応の義務を述いとの結論に到った。道徳的命法は、一応の義務を述いとの結論に到った。道徳的命法は、一応の義務を述いるが道徳的命法にとの主張は、一応の義務を述いるが道徳的命法がとの法は、それは仮言形式ではなどのお論に到った。道徳的命法は、一応の義務を述いとの結論に到った。道徳的命法は、それは仮言形式ではな

てよさそうに思われる。がりでとらえられなければならない――― こう言っ

仮言命法と言わなければならなそうに思われるのであられる場合が唯一つある。それは「もしも約束をするが表現形式で言い表せば、「約束を守れ」との定言形的表現形式で言い表せば、「約束を守れ」との定言形的表現形式で言い表せば、「約束を守れ」との定言形的表現形式で言い表せば、「約束を守れ」との定言形的表現形式で言い表せば、「約束を守れ」との定言形式の命令であるにもかかわらず、すべての人に無条件に約ま務であるにもかかわらず、すべての人に無条件に約ますること自体を命じているとは言えず、「それ」という代名詞をもともともいかしましている条件的命令であるはずであるから、道徳的である。これは「もしも約束をするしかし実はここに、こう結論づけるのを妨げると思しかしましま。

はこの一般的原理と、一貫性を、言い換えれば「分析が、「約束をしたならば、約束した通りに実行すべし」との原理を土台としているはずである日的を達成しようとするならば、そのために必要な手目がを達成しようとする

問題を大きくさせると思われるのは、この命法と仮

性を根拠にする命令であるように思われるが、これららば、必要な手段を行使せよ」はすべて一貫性・分析らば、それを達成せよ」「目的を達成しようとするなないか。「約束をしたならば、それを実行せよ」「目標を立てたなはいか。「約束をしたならば、それを果たせ」「誓いないのでは」を命令の根拠としている点で、異ならないのでは

くさせられている。我々はこの点に関する考察を措いたさせられている。我々はこの点に関する考察はこうして、的道徳法則の命法の形式を巡る我々の考察はこうして、の道徳法則の命法の形式を巡る我々の考察はこうして、関係するのであろうか。

るとすれば、それはなぜなのか。確かな一事は、前三

のいずれかだけが道徳的命法或いは非道徳的命法であ

けはそうでない。というのも、本稿の冒頭で、もともよさそううであるとしても、少なくとも一つの場合だのであろうか。ほぼあらゆる場合を尽くしたと言って法の形式の問題に関する考察を一通り終えたと言える4 結論が保留されはしたが、以上で我々は道徳的命4 結論が保留されはしたが、以上で我々は道徳的命

たまま、先に進まなければならない。

なる道徳命法の形式に関する問題ではないであろう。なる道徳命法の形式に関する問題ではないであろう。はどう考えていた(はず)かを見究めようとするものであったが、今の問題は、カントが幸福を目指す仮言であったが、今の問題は、カントが幸福を目指す仮言の法は道徳的命法ではないと明言したのに対して、従ってカントがどう考えたかは明かな上で、それは果たしてカントがどう考えたかは明かな上で、それは果たしてカントがどう考えたかは明かな上で、それは果たしてカントがどう考えたかは明かな上で、それは果たしていが道徳的な命法ではないか、との問題をまだ見ていたが道徳的な命法ではないか、との問題をまだ見ていたが道徳的な命法ではないか、との問題をまだ見てい

四

節を改めてこの問題を見なければならない。

法の内実に関する考えの、ひいては道徳性そのものの

の形式に関する考えの対立以前に、そもそも道徳的命カントと我々の考えは対立している。その対立は命法

理解の、違いに根ざしているであろう。従って我々は

らかだ、と述べた。しかし若干の留保が必要なのは、カントがこれを非道徳的仮言命法と呼んだことは明「真に幸福であろうとするならば、Xせよ」(a)

とは全体に変更をもたらすか、どうか。我々はこの点 そう呼んだことは周知に属する。「真に」が加わるこ にも考慮を払いながら以下の考察を進めなければなら であろうとするならば、Χせよ」 (α0)をカントが 「真に」という語が含まれていることである。 「幸福

2

ようとするならば、善をなせ」(α1)は道徳的命法言い表すことにする。従って問題は、「真の幸福を得 うことにして、さし当たり今はそれを端的に「善」と 具体的行為を想定することは論述の展開に応じてとい として認められているものを考えるのがよいであろう。 なければならない。 えたか、B、我々はどう考えるべきか、の両面から見 であり得るか、である。これを、A、カントはどう考・・・・・ これを問題にするためには、Xとして通常道徳的善

A、カントはどう考えたか。

それは「賢明の命法」ではあっても、 めなかったと思われる。理由は、 はカントが実然的仮言命法と名付けたものに他ならず、 カントはこれが道徳的命法として成立することを認 αΟ(「幸福を得ようとするならば、Xせよ」) 「道徳の命法

> めていたはずであり、それが他律の道徳の批判ともなっ ではあり得ないと彼は主張した。その際Xに善をも含

抜かれなければならない最も重要なことだと、カント からである。理由は、実質的なものは経験的なもので ら形式的に規定されるところにのみ成立すると考えた 道徳性は実質的原理による規定の場には成立せず、専 いう実質的原理が意志を規定していることになるが、 わけは、α0が立てられるとすれば、そこでは幸福と が考えたからである。 あるが、道徳性は経験的なものではなく、純粋な、ア・ プリオリなものであり、この道徳性の純粋性こそ守り カントがこれを道徳的命法であり得ないと考えた

3 られなければならないはずであるが、カントは自己の であるはずであり、一幸福を得よ」が義務として命じ 通り、連言形式の「幸福を得よ+そのために善をなせ」 にするからである。幸福は、それが道徳性を促進する その理由は、幸福の獲得は徳の達成や保持をより容易 福の追求が「間接的な義務」であることを認めている。 はっきりと否定している。彼は数々の箇所で自己の幸 幸福の追求が「同時に義務である目的」であることを α1が道徳的命法であるとき、それは、既に見た

限りで、又その限りでのみ、追求されるべきである。

道徳性の追求が直接の義務であり、幸福の追求はそれ

従ってカントは「善をなすために、幸福を得よ」(β) を介してのみ、つまり間接的にのみ、義務なのである。

が道徳的命法として成立することは認めていると言え

る。自己の幸福の追求は「同時に義務である目的」で はないが、「同時に義務である手段」ではあろう。

て成立することを認めたかという問題の鍵に最も深く しかし、カントが果たして α1が道徳的命法とし

関わってくるのは最高善に関する彼の主張である。

『第二批判』でカントは完全な善としての「最高善

の概念は徳としての善だけでなく、それと幸福として

の善との双方を併せ含んで初めてその資格を得ると言

う。事実、彼は道徳性は決して幸福を排除するわけで

理からの道徳性の原理の区別はだからといって直ちに はないことを強調している。「しかしこの、幸福の原 はない…」「幸福を必要とし、幸福に値しながら、 ことは、人が幸福の要求を放棄すべきだということで のような存在者を考えてみさえすれば、絶対に両立す もつはずの理性的存在者の完全な意欲とは、試みにこ かもそれに与らないということは、同時に一切の力を 両者の対立ではない。そして純粋実践理性が意欲する

> 要求されるのであって、しかも自分自身を目的とする ら、そのような善であるためには、更にその上幸福も 対象としてはまだ全体的で完全な善ではない。 ることはあり得ない。」「徳は有限な理性的存在者の な客体である」と迄言われる。 おいてすらそうであるからである。」 更にこのような 人格一般を目的それ自身とみなす公平な理性の判断に 最高善の促進は我々の意志のア・プリオリに必然的 人格の偏った目にとってだけでなく、世界における

徳に伴う幸福が徳と共に最高善を構成し、この最高善 う幸福であり、先程の場合のような徳の促進・保持の が我々の意志のア・プリオリな客体であるとすれば、 条件として考えられている幸福ではない。このように α1はカントにおいて道徳的命法として成立すること 言う迄もないが、ここで言われている幸福は徳に伴・

を認められていると言うべきではないか。 て、幸福が徳の条件ではないということ、この意味で て堅持する主張がある。それは徳が幸福の条件であっ 結びつきを強調するにもかかわらず、カントが一貫し しかし事実は否であろう。このような徳と幸福との

かなる条件ももたない、」善は徳であって、幸福ではな

「最上善」(das obereste Gut)即ち「自分の上にい

わけではなく、常に道徳的な、法則にかなったふるま 幸福は……それだけで端的に、又あらゆる点で、善い いということである。「(最高善を構成する-論者)

に続けて、カントは「のであって、ただ義務が問題と 用の「 そして純粋実践理性が意欲することは、……」 いを条件として前提するのである。」先程の最初の引

なるや否や、幸福を全く考慮してはならないというこ となのである。」と述べている。「意志の一切の規定

根拠は、唯一の実践的理性法則(道徳法則)を除いて

則と合体させられてはならない。」幸福の獲得を条件ら分離されなければならず、決して条件としてこの原 とする限り、―― そのように経験的なものを基礎に 原理に属すから、それらはすべて最上の道徳的原則か はすべて経験的であり、そのようなものとして幸福の する限り、純粋な道徳性は成立しない。そう考えられ

という命法は道徳的命法として、純粋な道徳的命法と ている以上、「幸福を得るために、善をなせ」 (α·l) プリオリに必然的な客体である。」と述べていたこと かしカントが先程「最高善の促進は我々の意志のア・ して、成立すると考えられる余地はないであろう。

すれば、徳だけでなく、幸福も、

少なくとも徳

はどうなるのか。最高善は徳と幸福の双方を含む。と

るのではないのか。実際解釈者達もカントのこの言葉 する以上、最高善の促進における意志の対象(拙訳の にカントの本意に逆らって「他律」に陥る危険を感じ、 に伴う幸福は、意志のアプリオリな規定原理であり得・・・ 「最高善における幸福は道徳的原理を制約として前提

るが、ともかく)この言葉は、徳をまず求め、それに『最高善』は『最上善』とすべきではないかと思われ を第一義として善いのではないか。」と述べる。 「客体」に相当)は『最高善』としての道徳性の促進

め、それに伴って徳を求めることはカントで許されて 伴って幸福を求めることは許されても、幸福をまず求 いない、と考えていることに他ならないであろう。

そしておそらくそれはカントの本意に沿うであろう。(エン

カントにとって、道徳的命法は「幸福を得よ、そのた

せ、そして(その上で、それに伴う)幸福を得よ」でめに善をなせ」ではあり得ない。それはただ「善をな のみあり得る。

決定的な、理由は以上のこと(即ち幸福の基礎の上に しかしいわば副次的な理由として、更にもう一つのこ 道徳性は立てられないということ)に尽きるであろう。 カントがα1を道徳的命法として認めない第一の、

とがあるように思われる。それは、徳と幸福とを結び

界に属するものではあっても、徳はア・プリオリなも られた。なぜなら、自然法則とは経験的世界の法則で を考慮する余地はカントにあったであろう。しかしカ 識可能であれば、自然法則に対する彼の畏敬の念から あるが、そして幸福というものはそのような経験的世 もそのような自然法則が存在し、且つ何らか我々に認 うことではない。そうであれば、「幸福を得ようとす は真であるが、人間が超感性的「英知界」の成員でも 高善は不可能である」(実践理性の二律背反の反定立) あるだけであるなら、結びつきは不可能であり、「最 不可能にかかわる問題であるが、「弁証論」でのカン では二つは結びつかないのか。これは最高善の可能・ のであり、経験的世界に属さないものだからである。 ントにとってそのような自然法則はあり得ないと考え して、この法則に従うことを命ずる道徳的命法の存在 つける自然法則は存在し得ないとの考えである。 るならば、善をなせ」 (α1)を立てること自体—— 在し得るということではく、又それを認識し得るとい が真だとしても、それは徳と幸福を結ぶ自然法則が存 (定立)が真である、というものである。しかしこれ あることを認めるならば、「最高善は可能である」 トの解決は、周知の通り、我々人間が感性界の成員で もし

> – そもそも不可能であろう。 それが道徳的命法たり得るか否かの考察を離れて—

B 我々はどのように考えるべきか。

留意しておきたいことがある。それは、カントは命法 身としてはこの問題をどう考えるべきか。以下必要に 応じてカントへの批判をも含めながら、我々自身とし 注意しておくべきことは、立法の場で問題をとらえる きない。(「仮言命法論文」の註29参照。)ところで 法は何よりも自律の原理であることを見失うことはで たからに他ならない。しかしカントにとって道徳的命 法である可能性をひとまず最も広い裾野で探ろうとし 1の道徳的命法の可能性を、立法の場ではなく、聴従 ら従うことは可能かを問題にしたのであり、従ってα れに対して、仮言命法が法則である場合に、 いうことである。「仮言命法論文」及び本稿二は、こ にそれを与える場、即ち自己立法の場で考えていたと の道徳性の成立の場を、最も根本的には、理性が自ら ての検討を試みることにするが、それに先だって一つ の場で問題にしたのであった。それはα1が道徳的命 つまりこのことを仮定的に前提して、)それに義務か このようなカントの主張を一方に見ながら、我々自

法を確立した上であるならば、幸福を目的として善を 理由とされるなら、そこには純粋な道徳性は存在して 場、行為が善である、なされるべきである、と判断さ うものとしていわば善の背後に間接的に目指すのであっ なすこと――といっても、その場合人は幸福を善に伴 いないと考えるのである。理性が一旦純粋に道徳的命 すということが、問題の行為が善だと判断する根拠、 と正当に言い得るのか、である。このことを念頭に置 たらすから、なされるべきである(又は、善である)」 の根拠たり得るか、言い変えれば、「Xは、幸福をも る我々にとって、問題の核心は、幸福の追求が道徳性 ならない。従ってカントとのいわば批判的対決を試み 全く考慮してはならない」と言われることの意味に他 きない。それが「義務が問題にされるや否や、幸福を れるところでは、幸福は理由・根拠とされることはで である」と言われることの意味である。しかし立法の が―― は、カントにとって問題ではない。このことが て、善の前面に直接目的とするのではないはずである いということである。つまりカントは、幸福をもたら 「条件」とは「根拠」の意味でとらえなければならな |最高善は我々にとってア・プリオリに必然的な客体

「幸福は徳の条件ではない」と言われるときの

いとの、彼の根本主張が生まれるのである。しかしこ 来ア・プリオリな道徳性は幸福の上に基礎づけられな いて、以下の考察を進めなければならない。 であろうか。確かに、幸福が地上に生きる我々に現実 の幸福は経験的なものであるということは自明なこと うな幸福概念ではなく、むしろ経験される諸々の幸福 の幸福から帰納的に得られるものであろうか。そのよ のであろうか。目指される幸福概念は経験された諸々 徳と幸福との結びつきの事実をもとにして立てられる てられるとして、それは我々に経験された限りでの、 必ず経験的なものであろうか。今α1が命令として立 の遂行の目的として目指されるとして、その幸福迄が であることは言う迄もない。しかし今幸福が道徳的善 に獲得されるものであるならば、それは経験的なもの プリオリな幸福の概念が何らか我々に志向的に与えら がらせ、幸福として把握することを可能にする、ア・ に光を当てて、それらを他ならぬ幸福として浮かび上 貫した一つの前提がある。それは、幸福は経験的な)。さて我々自身の考察に入れば、カントの主張には

あり得ないであろうか。幸福が経験的なものであるなれて、そのことの上でα1が立てられるということが

あろうか。或いはむしろ、幸福はア・プリオリに我々は何らかそれを経験を越えたところに求めていなとき、我々て、即ち何らか真理のもとで、求めているとき、我々て、即ち何らか真理のもとで、求めているとき、我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しから、それは我々にとって知られたものであろう。しか

を呼んでいないであろうか。

のを形式的、感性的のものを実質的と呼ぶ根拠はどこのを形式的、感性的なものを実質的なものと考えたからであり、別であるものはすべて経験的だと考えたからではないか。感覚的なものはすべて経験的だと考えたからではないか。感覚的なものはすべて経験的だと考えたからである。しかし少なくとも有限な理性のみを規定的なものは形式的であり、又ア・プリオリだとされたのである。覚的なものはすべて経験的だと考えたからではないか。感覚的なものはすべて経験的だと考えたからではないか。感力かしかしなぜ感覚的なものとされ、一方理性的なものは、意志は理性によってのみならず、感性的なものと考えたのか。を表えているのではないか。カントはなぜ幸福を経験的なものと考えたのか。そカントはなぜ幸福を経験的なものと考えたのか。そカントはなぜ幸福を経験的なものと考えたのか。そカントはなぜ幸福を経験的なものと考えたのか。そ

が彼と共に確認しておきたいことは次の一事のみ――

にも示されていないのではないか。

駆り立てる力を奪う嫌いがなくはない。ただここで我々 リオリなものであることを主張した。こう述べたから 呼んだが――があることを主張し、価値本質はア・プ 式とを無条件に結びつけることには何ら根拠はない― 直ちに経験的なものではない。感性的なものにもア・ ものと分けることを認めたとしても、感性的なものは 性的なものを実質的なもの、理性的なものを形式的な されるものだとは言えないはずであるが。)今仮に感 呼び出すと思われる真の価値への洞察や探求へ我々を 立たせてしまい、本来既知を越えたところから我々を り切られた主張は、一挙に我々を十全な既知の世界に 非常に示唆的でありながら、そのあまりにも明快に割 価値本質の分析や価値位階の本質洞察は、多くの点で を批判するつもりがあるわけではない。シェーラーの といって、我々は今シェーラーの立場に立ってカント エイドス的な要素――彼はそれを「本質」(Wesen)と シェーラーは感性によってとらえられる価値実質にも ―こう主張したのはマックス・シェーラーであった。 プリオリな要素はある、ア・プリオリということと形 幸福は確かに感じられるものである。(但し「感覚

限りでの、およそ他でない幸福なるものの了解――― 我々の経験そのものにある重層・上昇と幸福の重層・ それを越えて「真の幸福」を求めることができるのも 高まりとの間のア・プリオリな秩序に。 ア・プリオリな秩序に従ってのことではないか。 偶然に支配されることではなく、何らか既に存在する の上昇――ということがあるとすれば、それは決して 福経験の高まり――より高い、より真実な幸福の経験 われる。今仮に我々の幸福の経験に重層性があり、幸 を含めた価値経験一般から排除するいわれはないと思 い――これを感覚的直観や悟性にのみ限り、人格価値 れを可能にするア・プリオリな要素がなければならな まさにそれ故ではないか。経験が成立するところ、そ があるのであり、個別の現実の幸福経験に飽き足らず、 いうことではなく、我々が幸福への志向をもっている して明確な、これこそ幸福だといった仕方での了解と 先立つア・プリオリな幸福本質の先行的了解―― 福を幸福として経験し得るところには、何らかそれに いはずだということである。我々が現実生活の中で幸 要素はあるのだということ、そして幸福も例外ではな 総じて感性的なものにも本質的な、ア・プリオリな 決

徳的法則が成立し得る。そしてそのような道徳法則に があっても、人間はそれに従うことも従わないことも い――「自然」の法則である。このような自然の法則 なあり方と幸福との間を支配している、人為によらな 界の法則という意味でのそれではない。人間の道徳的 但しここで言う自然法則は言う迄もなく、物質的自然 あろう。それがもしア・プリオリで必然的な結びつき との間にある、ア・プリオリな結びつきに遡り得るで る、ア・プリオリな幸福本質とア・プリオリな徳本質 その本質においてとらえれば、それに先だって存在す 必然的な結びつきがある可能性がある。しかしそれは 経験的・事実的な幸福と経験的・事実的な徳との間に 経験的なものであることはカントも認める通りである。 けのものではない。徳がこの世界に実現される限りは する。そもそも徳そのものも決してア・プリオリなだ 徳との結びつきに関してカントが直面した問題は解消 は我々は「義務から」従うことも可能である――この できる自由をもつから、この法則を踏まえた実践的道 であるならば、それは一つの「自然法則」であろう。

そしてむしろ現実に地上に出現するに先立って、ア・③ 更に又、幸福が直ちに経験的なものでないとき、

ことは既に示した。

幸福が直ちに経験的なものではないとき、幸福と

_

かに経験事実的な幸福を基礎にする限り純粋な道徳性いとのカントの根本主張も必ずしも成り立たない。確礎としては純粋な、ア・プリオリな道徳性は成立しなプリオリなものとしてそれが存在するとき、幸福を基

は建てられないであろう。そして我々は、カントと共

られ、それが基礎とされるのであれば、その上に純粋らかア・プリオリに志向される幸福の本質が正しく知を断じて主張しなければならないであろう。しかし何に、道徳性はその起源において純粋なものであること

からの独立性、ア・プリオリ性のことであろうが、しとは、これ迄見て来た通り、彼においてひとまず経験を保ち得ないとカントが主張するとき、その「純粋さ」幸福への欲求に基礎づけられるとき道徳性は純粋さな道徳性が基礎づけられないとするいわれはどこにもな道徳性が基礎づけられないとするいわれはどこにもな道徳性が基礎づけられないとするいわれはどこにも

する区別へやや強引に導いたのではないか。(無論、楽を経験的なもの、道徳性をア・プリオリなもの、ととうとする努力が、カントをして、初めから幸福や快さのことであったろう。道徳性をこの意味で純粋に保は、何よりも打算的或いは自己愛的動機に対する潔癖トにとって道徳性に対して守られるべき「純粋さ」と

かしそれだけではないと私には思われる。むしろカン

と主張せしめたのだと思われる。しかし翻って問うに、が幸福の条件であって、逆ではない、徳こそ最上善だ、が。)この努力が又カントをして、一貫して、道徳性

や快楽が基礎とされたことを見据えてのこともあろう経験主義的倫理学の中で事実経験的概念としての幸福

主張はいかなる正当性をもっているのであろうか。不純になるとなぜ主張しなければならないのか。その道徳性を幸福や快楽の上に基礎づけるとき、道徳性は

を建て得ないであろう。しかし幸福や快楽がすべてそのであるならば、それらの基礎の上には純粋な道徳性確かに幸福や快楽が初めから打算的、自己愛的なも

それらだったということ、又彼が倫理学の出発点で立にされるものとして想定した幸福や快楽は自己愛的な本前提を見ることができる。それは彼が道徳性の基礎か。ここに我々はカント倫理学の隠れたもう一つの基かいうものであるとどうして初めから言えるであろうういうものであるとどうして初めから言えるであろう

本的に利己的である人間において、いかにして道徳が理学の基礎づけに当たって根本でかかえた課題は、基伝統を踏襲している)ということである。カントが倫た(その意味でホッブスによって開かれた近代思想のてた人間は基本的に自己愛的な――利己的な人間であってた人間は基本的に自己愛的な――利己的な人間であっ

純粋な仕方で成立するかということであった、と言え

己性を意味しないのではないか。自己の益・快・幸福 己の利を追求することなのであり、単に自己の利や快 か。悪しき意味での「利己性」は他人を出し抜いて自 越えるべきこと、基本的に「悪」であることであろう しかしそのことは直ちに純粋な倫理学が否定的に乗り 存在であることは否定すべくもない冷厳な事実である。 るのであろう。無論人間が根本的に自己の利を求める 真の快、真の幸福を求め、探らずにはいられない存在 ても、しかもその忙しい追求の中で、やはり真の益 幸福を追いかけることに駆り立てられがちであるとし も成立するのではないか。人間はとかく目先の益・快・ を求めることの内で、真の益・快・幸福を求めること や幸福を追求することは直ちにそのような意味での利 応している。カントが幸福を経験的なものとみなした てその純粋さを保ちつつ、真実に基礎づけられるので 道徳性を十分に基礎づけることはできないのではない なものと普遍的・客観的・必然的なものとの区別に対 ものとの区別は、それぞれ、個別的・主観的・偶然的 はないか。 か。真の益・快・幸福の基礎の上では、道徳性はかえっ であること――このことに目を据えずしては、純粋な カントにおいて、経験的なものとア・プリオリな

> 個々人によってまちまちに考えられるものと見、そこ ということは、彼が幸福を多分に主観的で、偶然的で、 幸福についての理解はそれ程個人的で主観的で偶然的 を基礎づけ得ないと考えたことに他ならない。しかし からそれが普遍的・必然的な=ア・プリオリな道徳性 るからではないか。)

> そうであれば、ア・プリオリな ずの安らいだ、満たされた、幸福な思いの理解におい の深い、真実の喜びの予感において。或いは更に又互 或いは又自分が一人の「人間」として尊重されるとき 理解において、人はそれ程主観的・偶然的であろうか。 すはずの極めて深く充実した悦びないし幸福の先行的 においてもそうであろか。例えば自己の完成がもたら ではそうであっても、何らかその本質に立ち入る理解 であろうか。確かに各人の事実的な幸福経験のレベル 基礎づけ得る資格において欠けるところがあるとは必 幸福概念はア・プリオリで普遍的、必然的な道徳性を することができるのはまさにこのことの先行了解があ いを一人前の人間として尊重し合うことがもたらすは (子供が気に入らない他の子供を「仲間外れ」に

前の人間として尊重し合うことの満ち足りた安らぎは、⑤ 自己完成に伴う充実した悦び、或いは互いを一人

ずしも言えないのではないか。

それは道徳

にしなければ立てられない道徳的命法ではないか。 れている道徳的命法ではないか、否むしろこれを基礎 はまさにこれらの悦び、幸福を基礎(根拠)に立てら を完成すべし」や「互いを人格として尊重し合うべし_ を進めることが許されるであろう。)ところで「自己 少なくとも反論が出される迄は、これを前提して議論 いては今はこれ以上立ち入って論ずるつもりはない。 る普遍的なもの("概念』)である。(このことにつ 何程かその本質が経験に先立ってつかみ取られてい

永続的な――と言っても単に長い時間永続するという ということを根拠とせずに立てられているのであろう 合うことがこのような幸福をもたらすことを一全く考 含まず、すべての部分において充満した、その意味で 永遠的価値をもつ普遍的な幸福、そして部分的毀損を 幸福、又個人的・主観的なものでなく、誰にとっても 意味でなく、むしろ永遠に色褪せることのないような か。――真の幸福、即ち、単に一時的な幸福でなく、 いだ、満ち足りた、平和な思いを互いの間にもたらす そうすることが、「真の幸福」と言うべき、深く安ら 「全き」幸福である。命法は互いを人格として尊重し 一体「互いを人格として尊重すべし」との命法は、

> 的命法でないと言うべきなのであろうか。 真の幸福に到り得るということが根拠になって、

ないかとの、この主張に対して、カントの側からは論 「互いを人格として尊重すべし」が立てられるのでは て又これを根拠に命法が立てられたとき、

ら、互いの人格を尊重すべし」)の成立を主張するた 条件には道徳性の根拠にされ得ないのではないか。幸 に又、道徳的善としてもとらえられていない幸福は無 えて更に次のような反問もなされるかもしれない。 知っていて初めて言われることではないが。これに加 考えられていないのでなければならないが、問題の めには、根拠とされる「真の幸福」はまだ道徳的善と 主張が仮言的道徳命法(「真の幸福に到ろうとするな 点先取、循環を見る問題提起がなされるかもしれない。 「真の幸福」は相互人格尊重が道徳的善であることを

最高善を構成し得たのではなかったか。 福は、徳に反しないと言う条件の下でのみ、徳と共に

重が平和で、真の幸福だと言っているときに、既にそ によっていわば点検されることなしに、無条件にそれ あり得ないと言ってよさそうに思われる。相互人格尊 自体で行為の道徳性を基礎づける根拠とされることは 確かに幸福が、たとえ「真の幸福」であれ、道徳性

慮することなく」立てられているのであろうか。そし

の第一の原則であり、それを基礎づけようとしている互人格尊重の命法は、カントも考える通り、社会倫理 ることはできないと言ってよいのではないか。しかし しても、そのような幸福が道徳的に点検され、是認さ 論の余地があるとしても、仮にそれが入っていないと こに秘かに道徳的考察が入っていると言えるかには議 すれば、それこそ論点先取を犯すことであろう。 そもそも存在しないからである。事実がこうであるに 今、その基礎を吟味すべき道徳性はそれに先立っては よく考えてみるならば、そうではない。なぜなら、相 れることがなければ、それを基礎に道徳的命法を立て 彼は、人格は、「その存在が行為の結果として我々に の命法を基礎づけたのか。この命法導出に当たって、 ゆる「人格目的の定言命法」を今こう単純化する)と うに「すべての人格を絶対的に尊重せよ」(――いわ 躍をカントは免れているであろうか。カントはどのよ 質的な転換或いは飛躍が存在せずにはいない。この飛 性を根拠づけるところには、いずれにせよ、判断上の もかかわらず道徳性を秘かに手に入れることがあると つまり道徳性以外のものを基礎にして、その上に道徳 道徳的に、善とされていない、いわば無色のもの、

是認されなければ、後者は立てられない。「或る人が 後者へ進むことは根拠なき飛躍ではないか。仮に前者 して立てられ得るか。通さずに立てられているなら、 れ得たのか。前者の判断が既に道徳性の眼鏡を通さず 的として扱われるべきである。」がどうして導き出さ 的である。」から「人格は絶対的価値をもつ自体的目 を説いた。しかし「人格は絶対的価値をもつ自体的目 体が絶対的価値をもつような「自体的目的」(Zweck 必ずしも立てられない。後者が立てられるためには、 が純粋な存在判断だとしても、前者の判断が道徳的に めには、まずそれに先だって人格を自体的目的ととら 論理的同一律の如きものとみなすことはできない。 こ 格=自体的目的を人格=自体的目的として扱え」との て「その人を奴隷として扱うべし」との道徳的命法は 奴隷である」との存在判断が正しくとも、だからといっ えることが道徳的に是認されなければならないのであ の命法が道徳的命法である限り、それが立てられるた 前者の判断が道徳的に是認されなければならない。 「人格を自体的目的として扱え」との命法を単に「人 an sich)、言い変えれば「客観的目的」であること

これに対して、カントの「すべての人格を自体的目

る。

とって価値をもつ主観的目的」ではなく、その存在自

的として絶対的に尊重せよ」との命法はまさにそのよ

道徳的に是認し、命ずるものなのだと見るべきであろ うな人格を自体的・絶対的目的としてとらえることを

拠はないのか。道徳性以外のものに根拠づけることな 法が根拠づけられるべき、それ自体は道徳的でない根 うか。しかしその場合その根拠は何か。この道徳的命 るものがまさに定言命法なのだ、と言うべきであろう しに、つまりその意味で根拠なしに道徳的命法を立て

善いから命ずると主張するなら、カント倫理学は破綻 を命ずると述べた。この「それ自体において善い」の するから、「善い」は既に道徳的意味で言われている て死活に関わる問題である。もしもそれが道徳的でな 意味でのそれか、という問題は、カント倫理学にとっ い意味で言われていて、定言命法は行為がそれ自体で 「善い」は道徳的意味でのそれか、それとも道徳外の カントは定言命法は「それ自体において善い」行為 しかしそのとき定言命法とはいかなる魔法か。

ことなく、絶対主権者として善と専断するのか。しか うされるべき何かであるからではないのか。もし根拠 るべき根拠はないのか。「人格を自体的目的として絶 しかしその際善とされるものの側には何らかそうされ によって行為を道徳的善とし、それを命ずるのである。 にすぎないであろう。」と述べている。実践的法則 の概念……即ち欲求能力を規定するようなものの概念 は単にそれが存在すれば快楽が約束されるようなもの ということを承認できるであろうか。人格が奴隷扱い として扱うべきであるということに何の根拠もない し我々は、人格を奴隷扱いしてはならず、絶対的目的 格を、それがどういうものであるかに全く考慮を払う なしに命法を立てるならば、それを立法する理性は人 対的に尊重しなければならない」のはまさに人格がそ (定言命法)がまずあって、それがいわば自らの権威 まず道徳的意味を離れて)ということが何らかなくし 目的として扱われることが初めて「善い」(――ひと さることは「悪い」(――道徳的意味でなく)、究極 て、問題の命法が立てられるということが事実あるで

践的法則を基礎づけるものだとされるなら、善の概念 行する実践的法則から導かれるものでなく、むしろ実 い。我々の主張の要点は、もし理性が絶対主権をもっ 我々は今これ以上この問題を追究しようとは思わな Gute)とを区別して、「もし善の概念が、それに先

は、「福」(das Wohl)と(道徳的)「善」(das と見ざるを得ない。実際『実践理性批判』において彼

ではないかということである。は自らの意図に反して、自らを空虚にさせてしまうのて何の土台もないところに善を措定するならば、理性

「王妃」と呼ぶことがふさわしい存在であり、従って、「王妃」と呼ぶことがふさわしい存在であり、従って、かけを尊重し、その声に耳を傾けながら、手を取り合っ分けを尊重し、その声に耳を傾けながら、手を取り合って秩序を建設する、公明さへ開かれた「賢王」ではなて秩序を建設する、公明さへ開かれた「賢王」ではないか。感性が感じ分け、又欲するところに耳を貸さずに自ら感性が感じ分け、又欲するところに耳を貸さずに自ら感性が感じ分け、又欲するところに耳を貸さずに自ら感性が感じがある。

妃と力を合わせつつ、この命令を告げている。をついてこのとき王は王妃の助力を得ながら、王がどうかを直接感じ分けるものは王妃・感性(愛)でいどうかを直接感じ分けるものは王がはよいものに心をおらず、現実の生の中では見かけだけよいものに心を味での「善い」ではない)ものを求めているにもかか味での「善い」ではない)ものを求めているにもかかいもしれない。人間が本来は真に「よい」(道徳的意かもしれない。人間が本来は真に「よい」(道徳的意

てそれで終曲することはできない(――自然には)。ちつかない」。「安らがない」。「安定しない」。従っ音楽において不協和音を耳にするとき、我々は「落

感じる。)逆に協和音を耳にするとき、深く安らぎ、かしそれだけでなく、あるべきでない。排除すべきと一言で言って、それは「よく」ない。(快くない。してそれで経典である。

安定する。それは「よい」。(快い。あってよいと肯

しかし理性ないし知性がそうするときも、最終的に判言い表すことができるのは「理性」(知性)であろう。和音或いは不協和音が生まれるかを分析して、言語でる。どういう音とどういう音とを組み合わせれば、協るのは「感性」であって、「理性」ではないはずであオリに属する。ところで協和音と不協和音とを識別す定する。是認、容認する。)このことは我々のアプリ

伝統にならえば、むしろ「愛」と呼ぶのがふさわしい

きに押していたキーがどれとどれであったかを見出し、るのは耳である。理性は耳が協和すると〝言った〟とどのキーを組み合わせれば協和するか、それを審判す定の〝権威〟をもっているのは感性である。鍵盤上の

じ協和音でも、どの楽器の音の大きさをどの位の割合率を分析したりするのである。音階だけではない。同ていた音の振動数(より原始的には、弦の長さ)の比名で呼ぶだけなのである。或いは又その和音を構成し

ることに努めよう。以下「公正の原則」を例に取り、この事実を見届け

するかを見出すのは耳(感性)であって、理性(知性)で鳴らすときに、全体が最も深く調和し、快く、安定

合の秩序を獲得し、保持しようと努める。 おせて、悪しき音集合の秩序の欠如を除き、よき音集かせて、悪しき音集合の秩序の欠如を除き、よき音集の具合を見届ける。そして快くないままでいることをの具合を見届ける。そして快くないままでいることをの場合の「よし」「悪し」をつかみ分けるのは感性音の秩序を獲得し、保持しようと努める。

る。音の不協和と別に、人間関係の不協和がここに成より適切に「人格」関係のそれとなっているからであら倫理の問題圏域に入っている。そのとき秩序は基本ら倫理の問題圏域に入っている。そのとき秩序は基本のに言いがに背いて和音を乱す者がいれば、その時か和させようとしているとき、調和し、快い音集合の秩ある。今人々が各自楽器を携えて立っており、音を協める。音の不協和と別に、人間関係の不協和がここに成り、自由、対し、という領域内のことで以上の限りではすべては音楽という領域内のことで以上の限りではすべては音楽という領域内のことでは、

このことは人間のアプリオリに属する。ところで人間ず、「よく」ないのに対して、後者は安定し、「よい」。ある。前者は落ちつかず、安らがず、安定して治まらこうして、人間関係における不協和があり、調和が

れを規定したりするのは言葉の能力――理性(知性)れを規定したりするのは言葉の能力――理性(知性)である。なぜ不協和び生まれるかを分析するのは、理性(知性)である。しかし調和、不調和をつかみ取り、それを「よい」「わるい」と感じているのは、理性(知性)である。しかし調和、不調和をつかめ取り、それを「よい」「わるい」と感じているのは、理性(知性)である。しかし調和、不調和をつから、感性である。感性は無条件に調和を「よい」と感じる。感性である。感性は無条件に調和を「よい」と感じる。感性である。感性は無条件に調和を「よい」と感じる。高性における協和、不協和をつかみ分けるのは感性で利を規定したりするのは言葉の能力――理性(知性)和を規定したりするのは言葉の能力――理性(知性)をいる。

人には誰にも「自尊心」があり、「面目」(「顔」)だとしても。

めさを覚える。(――ア・プリオリ)複数の人間の一めさを覚える。(――ア・プリオリ)複数の人間の一感じるとき、人は最も深い屈辱感、なさけなさ、みじ

しての重み・価値・存在が無視或いは軽視されるのをがある。(→「人格」persona(面))自分の人間と

の重み・価値・存在を軽んじられたとの思い(自尊心おいて比例を外れて少なく受ける側)には人間として小さく、或いは低くされた側(例えば、利益の配分に団の中で、人々の扱いに関して不釣り合いがあるとき、

の傷つき)が生じ、不満の声が生まれる。一方不釣り

で――自己の存在の本源で――真の安らぎ、真の安定快くなく、安らぎを与えない。しかし人間は心の奥底団の中に「不協和音」が生じる。それはすべての人に合いを通して益を蒙る側には生まれない。こうして一

と、その安らぎを犠牲にして自分が益を享受する快との。安らぎ(永続的な、普遍的な、「全き」安らぎ)るはずの人々の間の平和、そこで得られるはずの〝真るはずの∫々の間の平和、そこで得られるはずの〝真なはずの原因である不釣り合いを除いたときに得られながのにる。人々の間の協和音、平和を求めている。

き秩序が、「倫理」が、釣り合いにあると言うことが真に安らぎ、安定すると共に、人と人との間のあるべ人々の間に協和が生まれ、人々は自己の存在の本源でと語りかけるのは理性である。彼がそれに従うとき、

き安らぎをこそ選べ。それが道理にかなうことだ。」

らぎは自己の益の享受よりも自ら(真の安らぎ)を優の、いずれを選ぶべきかの選択を迫られる。平和の安

先させるよう促し、「勧告」する。その勧告を受け入

「汝が本来求めているところに従って、真の、全

ところでは、釣り合いには「筋」(「理」)があると無論、自己の益よりも協和の安らぎを優先させ得る

できる。

全き幸福を、もたらすことがなかったなら、筋にかなってに筋にかなった道が人々の間の平和な安定を、真の、される平安を優先させ得るであろう。従って均衡に筋の益を守ることを貫き得たであろう。従って均衡に筋があることを認め得るからこそ、均衡によってもたらがあることを認め得るからこそ、均衡によってもたらがあることを認め得るからこそ、均衡によってもたらの認識が土台となるであろう。もしも「均衡ある配分の認識が土台となるであろう。もしも「均衡ある配分の認識が土台となるであろう。もしも「均衡ある配分

いうことと人々の間に平安が生まれるということとの、だ」と言うことができるのである。ここで筋を保つとために、筋(均衡)を秩序とすべきだ」「それが平安ために、筋(均衡)を秩序とすべきだ」「それが平安は何人も考えないであろう。従って人は「平安に到る迄も筋を、釣り合いを、人々の間のあるべき秩序だと

たその道を優先させる理由もないであろう。そのとき

「筋が倫理だ」との表現は奇異だとの疑問が出される以上の考察に対して、「筋を秩序とすべきだ」とかリオリな結びつきである。

一つの関係を「偶然的」と見ることはできない。それ

__

かもしれない。「筋がある」とか「筋にかなっている」

が、言い変えれば、 「正しい」なのであり、或いは

「秩序がある(秩序にかなっている)」なのである。

のは理性なのであるから、倫理性の判断の主体はやは そしてこの「筋がある=正しい」ということを見出す

時点で既に、従って感性による結果(平安)の考慮か

り理性であり、理性は配分に均衡(筋)を見出すその

ら独立に、倫理的判断を下しているのではないか。

段階で語るべきかという問題がからんでいる。均衡が ここには倫理的意味での「正しい」という語をどの

「筋」にかなっており、「合理的」だと言えるとき、

でき、又言い表すべきだとの考えもあるかもしれない。 そして例えば「配分の正しさ」と言われるときの「正 この「筋」「合理性」を「正しさ」と言い表すことも

ろう。

疑問はまさにそのような考えに基づいて立てられてい しさ」とはそれだとの考えもあるかもしれない。上の

るであろう。しかし我々の考察が明らかにしたように、

とを指して用いるなら、その正しさはまだ必ずしもあ・ ではない。そして「正しさ」という語をこのあるべきないところでは、それは平安にとってあるべき正しさ **るべき正しさではない。少なくとも、平安への志向が** 仮に「正しさ」という言葉をこの筋立ち、合理性のこ

秩序のことを指して用いるなら、このような正しさは

に到らせるのである。

してなされているということ、これはまだ単なる数学 を得ているということ、例えば働きの量に応じて比例 まだ直ちに真の「正しさ」とは言えない。配分が均衡

的な判断だと言うべきなのであり、そこで倫理的意味 ろで、この均衡=筋があるべき筋だ、あるべき秩序だ、 届けられ、且つ平安があるべきものとされているとこ る。配分の均衡=筋が平安をもたらすということが見 での「正しさ」が語られていると見ることは誤りであ

う言葉は本来この意味で語られていると見るべきであ 味で「正しい」と言われ得る。「配分の正しさ」とい

と見究められたとき、筋があることは初めて倫理的意

かなっている」は単なる数学的な判断ではない。それ れない。釣り合いが「理にかなっている」、「道理に る」である。そして、釣り合いが倫理的に筋にかなっ は言い変えれば「倫理的にあるべき道筋にかなってい しかし以上の我々の主張も尚疑問を解かないかもし

て、釣り合いは倫理的に正しいからこそ、人々を平安 をもたらすから、倫理的に正しいのではなく、逆であっ き、平和な和合へ到らせるのである。釣り合いは平安 ているとの判断こそが人々をして納得させ、不満を解

ことを、そのことによってもたらされる益・快・福と らではないか。食物を家族の人数に比例して配分する 的正当さを見出すのは、それが我々の利害に関わるか が考えないのはなぜか。我々が配分の釣り合いに倫理 係を見出したときに、それを「倫理的に正当だ」と我々 れているかである。例えば数学の問題において比例関 の判断が果たして「結果を考慮することなしに」行わ 快・福を求める者であって初めて倫理上の問題として 配分の釣り合いを問題にし得るのではないか。ところ しいと考えることがあり得るであろうか。我々は益・ いった「結果を全く考慮することなしに」倫理的に正 だったからであり、この意味で、配分されたものは協 益・快・福をもたらすものの配分における不釣り合い それが我々の利害に関わるもの、言い変えれば我々に で配分の不釣り合いが不協和を生んだのは、もともと けで、従ってそれがもたらす平安・不安は考慮せずと 釣り合いを、それがもたらす益・快・福を考慮するだ うか。そのときには我々は配分における釣り合い・不 は求めることがないという存在であったとしたら、ど 我々が益・快・福は求めるが、人間関係における平安 和・不協和の「もと」「たね」である。ここで、仮に しかし問題は、釣り合いが倫理的に正しいとの、

現にそうであるように、我々が平安を求めているとき も、倫理的に問題にすることができるあろう。しかし、 的に問題にすることはできないのではないか。倫理と を含めて――もたらすか否かを問題にせずには、 最終的に平安を――それの我々にとっての益・快・福 には、どうか。そのときには、益・快・福のみならず、 とはないのであるから、配分の不釣り合いは不合理だなかったなら、それをあるべからざることとみなすこなかったなら、しかし不協和を排除するということが 者は、それを納得し得ず、不満を抱く。結果は『万人 することはできないであろう。確かに不釣り合いを見 関連を外れて、配分の釣り合い如何を倫理的に問題に のことであり、我々が求めている人間関係の協和との と正確に言えば、人間関係における調和のための道筋 は、少なくとも一つには、人間関係における秩序、もっ 和の安らぎを求めるとき、そして、そのために不釣り 出すとき、我々は、とりわけそれによって不利を蒙る は不釣り合いを倫理的不正としてとらえている。確か 合いをあるべからざるものと判断するとき、初めて我々 の万人との闘い。かもしれない。それをよしとし得ず、 に配分の不釣り合いは不合理であるから不満を生み、

から不正なのでなく、不協和をもたらすから、不正な

果するか否かを見届けた上ではじめて判断されるのでつまり道徳的・倫理的に正しいか否かは、不協和を結のである。人間社会の秩序としてあるべきか否かは、

配分の不均衡に直ちに倫理的不正を見、そのことこそ えれば、前提される倫理性がまだ一切ないとき、行為 後続の結果の価値によって根拠づけることは転倒の誤 なること、「結果」である。先行する原因の正しさを かに前者がより先なること、「原因」、後者がより後 である。配分の釣り合いと人間間の調和とでは、明ら 立させる原理を的確に見通すことができると思うから なっている。そうすることによって初めて倫理性を成 からそれが確立されようとしているところに立って行 確かに現在の我々が自分たちを反省してみるときには、 の一連の結果が見届けられた後で、まず結果が評価さ 今初めて倫理が確立されようとしているとき、言い変 りの印象を与えることは否定し難いであろう。しかし う。不均衡は倫理的に不正であるから、不和を結果す が協和を拒ませるというのが事実の正確な記述であろ の秩序が見究められるということに何ら不合理はない。 れ、その評価を原因に遡って帰するという仕方で倫理 我々は今考察を、まだ倫理が確立しておらず、これ

うまでもない。い探求が、既成の常識に依拠してなし得ないことは言行き渡った後のことである。原理の、学問にふさわしるであろう。しかしそれは倫理が確立し、その常識が

五

易に斥けられないからである。この大きく分けて二つ

どう問題を考えるべきか。 の相拮抗する主張のはざまにあって、我々自身として

ればならないということは直ちに倫理的な義務なので我々が第一に目を向けたいことは、約束を守らなけ はないということである。数学には数学上の約束事項・・・・ ならない」は直ちに倫理的な義務であるわけではない ければならない。とすれば、「約束をまもらなければ ムの約束がある。ゲームをする者はその約束を守らな 束に従わなければならないであろう。ゲームにはゲー 学においてYに従わない者は「間違い」を犯し、「正 この「約束を守らなければならない」をYと略記する し「数学する場合の基本ルール」としての「約束をま のである。そして、「数学する者の基本的心得」ない (規則)がある。数学をするときには、我々はその約 ことにする。)があるということになるであろう。数 の基本的心得」ないし「ゲームをするときの基本ルー もらなければならない」があり、又「ゲームをする者 おいてYに従わない者も「間違い」を犯し、「正しく であって、倫理的意味でのそれらではない。ゲームに や「正しくない」はどこまでも数学の計算上のそれら しくない」ことをする結果になるが、この「間違い」 ル」としての「約束を守らなければならない」(今後、

> ない」ふるまいをすることになるが、その意味はどこ ればならないのはなぜか。それは、仮に様々な規約を までもゲームのふるまい方に関するものである。 では数学の場でYが基本ルールとして立てられなけ

共同の学問的営みが成り立たなくなるからであろう。 基にして数学の体系が形造られたとしても、人々がY 混乱を防ぎ、ゲームの共同行為を成立させるためであ 同様にゲームにおいてYが基本ルールとされるのも、 に従わないとすれば、全くの混乱を来し、数学という

てグループの外に排除するであろう。 人々は彼を全体に対して攪乱の害悪をもたらす者とし 違い」や「正しくない」ことをしでかす個人がいれば、 ろう。数学やゲームにおいて意図的にYに反し、「間

数学という一つの共同行為を成立させるため、又ゲー ムにYを設けるのはゲーム上の混乱を防ぎ、ゲームの 従って数学にYを設けるのは数学上の混乱を防ぎ、

或いは立てられない、場合の結果を考慮せずにはあり Yやゲーム上のYが立てられるのは、それが立てられ、 う。ところでこのことが示していることは、数学上の 共同行為を成立させるためであると言ってよいであろ

得ないということであろう。

しかし数学やゲームを成り立たせるということを考

なくはないであろう。但しそのとき、それは当然数学 えることなしに、即ち結果を考慮することなしに、 は、約束ということはそもそも未来の或る行為の履行 か。それはおそらく次の二つのいずれかである。一つ のY、ではないようなYである。それはどういうもの の基本ルールとしてのY、ゲームの基本ルールとして が立てられるということはないのであろうか。それは ことになる、というような意味でYが述べられる場合 約束した者は当然そのことを行なわなければならない それに対して後者ははっきりと一つの当為を言い表し 粋に定義の説明としてなされる場合には、それは実際 この二つの境界は微妙であると思われるが、前者が純 性を要求するような意味でYが述べられる場合である。 ばならないというような意味で、簡単に言えば、一貫 に対して誓った以上は、当然その通りに行なわなけれ もう一つは、約束した以上は、つまり或る行為を相手 を明らかにしているのに他ならないような場合である。 である。即ち簡単に言えば、「約束」という語の定義 の義務を自らに負う行為なのであるから、或ることを に整合性をも要請する理性が言行の整合を義務として ている。そこでは矛盾律を要請するのと同様に必然的 には当為(義務)を言い表すものではないであろう。

とが示すことは、又、それは倫理的義務としてのYで 独立にそれ自体として、命ずるということは確かにあ 主張するように、Yを、結果を考慮することなしに、 我々に課しているであろう。こうして義務論的立場が なる約束一般に関する、抽象的、形式的な一般原理と ければ、ゲームの基本ルールとしてのYでもない、単 その場合、それは数学の基本ルールとしてのYでもな り得るであろう。しかし見失うことができないことは、 もないということに他ならない。 してのYでしかないということである。そしてそのこ である。数学上のものでも、ゲーム上のものでも、倫 生が混乱なく、円滑に進められるために立てられるの によって人間が互いに人間としてかかわり合う共同の して設けられたように、倫理的義務としてのYもそれ いう共同行為を成立させるために、不可欠のルールと 営為を成立させるために、又ゲーム上のYがゲームと あろう。即ち、数学上のYが数学という公共の学問的 ゲームにおける『義務』としてのY、の場合と同様で れるのか。事情は数学における〝義務〟としてのY、 では倫理的義務としてのYはどのようにして立てら

理原則としてのものでもないYは、結果への顧慮なし

に、それ自体として立てられるとしても、数学上の原

ことはない。の領域におけるその効用を見ることなしに立てられるり、ゲーム上の原則、倫理原則としてのYはそれぞれ

間関係に及ぼす利害への顧慮から初めて立てられるこというものは無条件に義務とされることはないというといって、それをその通りにしなければならないとは言えない。ただ他人に対して「私はいついつあなたに対して(又は、あなたのために)然々のことをしよう」と言ったときに初めて、一貫性は義務となるのである。このことは又してであれ、他人に対してであれ、「私はいついつ然々のことをしよう」と言ったときに初めて、一貫性は義務となるのである。このことは又してであれ、他人に対してであれ、「私はいうとは、一貫性は関係に及ぼす利害への顧慮から初めて立てられるこというものは無条件に義務とされることは、一貫性は関係に及ぼす利害への顧慮から初めて立てられることである。このことは、一貫性は関係に及ぼす利害への顧慮から初めて立てられることである。

て課されていると考えるなら、錯覚に陥っているであとしてのYでない、Yそのものが常に我々に義務としに他ならない。しかしそのことをもって、倫理的義務としてのYから解放されることはないが、倫理的義務としてのYから解放されることはないが、倫理的義務としてのYから解放されることはないが、から外れる者はゲーム上のYから解放され、ゲーム数学をしない者は数学上のYから解放され、ゲーム数学をしない者は数学上のYから解放され、ゲーム

とを示している。

帰ろう。上で約束について見たことは均衡の場合にも 記)は直ちに倫理的原則であるわけではない。それはかないであろう。従って「均衡を保つべし」(Kと略 我々は納得し得ず、又それによっては仕事はうまく行 の三個の荷物に十台の同型運搬車を差し向けることを う。百個の荷物に一台の運搬車を、しかし同じ大きさ をすれば、人は承服せず、ゲームは成立しないであろ 困難な技よりもより容易な技に対してより大きな配点 同種の行為に理由もなく異なった配点をしたり、より は納得し得ず、又多くの場合承認し得ない。ゲームで、 不釣り合いには「不合理」を、見出す。不合理を我々 をもつものとして、均衡(比例配分)には「合理」を、 ほぼそのまま当てはまるであろう。我々人間は、 Kというものはおそらくあるであろう。 しかしそれは となる前に、理性が自らそれ自身として、つまり結果 り得る。しかしこのようにゲームの規則、技術の規則 ゲームの規則でも、仕事(ないし技術)の規則でもあ の規則でもないのである。倫理の規則としてのKは人 ゲームの規則でも、技術の規則でないのと同様、倫理 への顧慮をもつことから独立に、立てる原則としての さて以上の考察を踏まえてもともとの我々の問題に

間として互いがかかわり合う関係が混乱を来さず、円

示すことは、均衡が倫理的にあるべきであるのは、そ滑に行く目的のもとで立てられる。しかしそのことが

道理というものは必ずしも無条件にあるべきものとし は確かである。しかし安定そのものを肯定しなくなる は確かである。しかし安定そのものを肯定しなくなる は確かである。しかし安定そのものを肯定しなくなる は確かである。しかし安定そのものを肯定しなくなる は確かである。しかし安定そのものを肯定しなくなる は確かである。しかし安定そのものを が一ムにおいて、不釣り合いがかえって滑稽を生み、 が一ムにおいて、不釣り合いがかえって滑稽を生み、 が一ムにおいて、不釣り合いがかえって滑稽を生み、 が上がいる。 がのである。 がしる情極的に取り入れら は確かである。 とき、均衡や道理そのものを拒否し得ることは、音楽・ とき、均衡や道理そのものを拒否し得ることは、音楽・ とき、均衡や道理そのものを拒否し得ることは、音楽・ とき、均衡や道理そのものを拒否し得ることは、音楽・ とき、均衡や道理そのものを拒否し得ることは、音楽・

うこと、この二つは決して単に経験からの帰納によっと、又均衡こそが人間関係を最終的に安定させるといらぎを結果するであろう。人が皆平安を求めているこ平和における安らぎを求めており、均衡こそがその安原則とされないはずだと述べた。しかし事実は人は皆在でない場合をも想定し、その場合には均衡は倫理的在でない場合をも想定し、その場合には均衡は倫理的

て前提され得ないのである。

原則は必然的に一倫理原則とされるのであろう。ここりオリで必然的な結びつきのもとで、均衡(公正)の知られることであるように。)均衡と平安とのア・プロられることであるように。)均衡と平安とのア・プロられることであるように。)均衡と平安とのア・プロられることであるように。)均衡と平安とのア・プロられることであるように。)均衡と平安とのア・プロられることではなく、がりれることであるより、従って偶然的なことではなく、てのみ我々が知ること、従って偶然的なことではなく、てのみ我々が知ること、従って偶然的なことではなく、

定した平和の『おいしさ』を味わうまでは人は真に満を誰もが、いつも、求めているとは言えない。真に安き、我々は均衡を倫理的にあるべきものとみなす。確性の目指すところが感性の欲するところと合致すると性の目指すところが感性の欲するところと合致すると性の目指すところが感性の欲するところと合致すると性の目が立いない。 ・で、我々は不和よりは和を誰も求めているとしても、 ・で、我々は不和よりは和を誰も求めているとしても、 ところが感性の欲するところと合致すると ところが感性の欲するところと合致すると ところが感性の欲するところと合致すると といころいるとは言えない。真に安定 がするものは理性であり、平安を「よい」ものとして感じ、

均衡に筋・理・道理を見出すと共にそれを保つよう促には明らかに理性と感性との協働が必要だと思われる。

足することはできないという意味では、人間は「自然

求めていると言えるような意味では、「自然本性的に」 いしさを味わうのを待ってからでなく、それに先だっ的正しさを一旦見出した後では、理性は感性が和のお めには、我々のこの現実の「自然な」姿に「転換」が 和のもたらすそれらをおいしく感じることができるた それを志向していない。自己の益・快・福にまさって それを求めてはいない。人間の「傾向性」は必ずしも も、現実の〝自然なまま〟の姿で他にまさってそれを 本性的に」平和の味わいを求めていると言えるとして るであろう。但しそれは感性が和のおいしさを味わう わい得るであろう。従ってその意味では、均衝の倫理 感性ではなく、理性に規定された感性のみが現実に味 す和の安定のおいしさは理性に何ら規定されていない 我々が従うことに他ならないであろう。均衡がもたら 必要であり、その転換は理性の均衝(公正)の命令に である。理性は「真に安定した和へ到るために――そ あるべきこととみなすことの根拠を和の結果に見るの わうように均衡を命ずるのであり、又均衡を倫理的に 越さずに」ではない。理性は感性が和のおいしさを味 のを「顧慮せずに」とか、「見通さずに」或いは「見 て均衡を倫理的にあるべきもの(義務)として命令す 幸福を味わうために、均衡を保つべし」と述べるの

うべし」と命ずるのではない。し、そしてその上で、それがもたらす和と幸福を味わであり、いきなり(何の根拠もなく)「均衡を保つべ

我々はここで論文要旨に述べた第一の道を終え、第二 ければならないのではないか、と見られるに到った。 すらが、道徳的原則であるためには、仮言的命法でな これらの命令はどれもそれ自体では必ずしも道徳的命 に対して次のように言うことができるであろう。 の義務に関する考察を踏まえるなら、我々はこの問題 行使せよ」との異同を問題にした。本節での約束履行 せよ」「目的を達成しようとするなら、必要な手段を ら、それを果たせ」「目標を立てたなら、それを達成 要求する点でこれと異ならないと思われる「誓ったな せよ」は仮言的道徳的命法かを問い、同じく一貫性を おくことが所を得て、やはりふさわしいであろう。 前に、我々が残してきた一つの問題をここで考察して の道に進むのがふさわしいであろう。ただ、そうする たが、最後には、例えば公正の原則や約束履行の義務 法ではない、と。実を言えば、仮言命法の一般的原理 以上、我々は仮言的道徳命法の可能性を追求して来 三の末尾で我々は「約束をしたなら、その通り実行 即ち、

委ねられてはおらず、このこと自体が命令されている 道徳的命法であるが、「(道徳的)善」が入るなら、 が入れば、それはカントの言う通り、技術に関する非 もない。この「目的」のところに何らかの技術的達成 ら、それを果たせ」や「目標を立てたなら、それを達 達成しようとするならば、それに必要な手段を行使す 的道徳命法であるが、しかしともかくこの命令の根底 めに必要で可能なあらゆる手段を行使すべし」の連言 が、従って全体はむしろ「善を実現するべし+そのた は、全体として道徳的命法となるはずである。既に見 **-例えば「善を実現するためには、万全を尽くすべし」** こうして約束履行の命令をはじめとして、一貫性を要 運動のモットー、学習の規範、等々であるであろう。 成せよ」も、コンテクストに応じて、ゲームの規則、 徳的でも、非道徳的でもない、いわば中性の(ニュー べし」なのであり、ということは、この原理自体は道 に支えとして働いている基本的原理ははあの「目的を たように、この場合善を実現することは任意の選びに トラルな)原理なのである。同様に「誓いを立てたな

求する命法はそれ自体では中性の、実質が与えられて

に約束は果たせ」との、基本的に「道徳的であるべし」

あり、全体は「道徳的であるべし+そのためには絶対・ この「無条件に」は一貫性ということから出て来るの らん限りを尽くして、)それを果たせ」なのであり、 無条件に(どのような条件があろうとも絶対的に、あ 合、その形式は決して単に「Xしたならば、それを果 ら見れば、一貫性を命ずる命法が道徳的命法である場 実質上も、未定の命法である。このことは別の角度か は、定言か仮言かの形式上も、道徳的か非道徳的かの 実質を含まずに、純粋に形式的にのみ、そうする命法 て形式も定まるのである。一貫性を命ずる、但しまだ のであって、実質を含んだ命法が道徳的か否かに応じ 形式上もまだそれ自身では仮言的と定まってはいない すべし」の例に見たように、根底にある基本原理は、 かもその場合、「善を実現するためには、万全を尽く はじめて道徳的又は非道徳的となる、命法である。 徳的義務としての約束履行の命法は単に「約束をした う点から出て来るのだということである。従って、道 ではなく、むしろ別のところ――他ならぬ道徳性とい たせ」ではなく、実際の形式は常に「Xをしたならば、 には、約束をしたなら、絶対にそれを果たせ」なので なら、それを果たせ」ではなく、「道徳的であるため

を行使するべし」もそれ自体は道徳的でも非道徳的で

「目的を達成しようとするならば、それに必要な手段

我々の疑問にも答えを見出しているであろう。と共に、一貫性を要求する諸種の命法の形式に関するはずであることを示した。こうして我々は単なる一貫具体的には「人間関係を円滑に保つためには」である具体的には「人間関係を円滑に保つためには」である具体的には「が呼応している、連言的定言的命法でに「絶対に」が呼応している、連言的定言的命法で

六

問題に迫るよう努める。カントの件の義務の導出過程問題に迫るよう努める。カントの件の義務の導出過程を検討し、目標のの入り口にさしかかっているであろう。以下カントのの中に与えられてい。その足がかりは既に前節の考察の入り口にさしかかっているであろう。以下その道に即ち定言命法は道徳的命法であり得るかを吟味する道の入り口にさしかかっているであろう。以下その道にの原則が仮言命法であって、定言命法ではないこと追求することに鋭意努めて来たが、考察は最後には公追求することに鋭意努めて来たが、考察は最後には公追求することに鋭意努めて来たが、考察は最後には公追求することに鋭意努める。カントの件の義務の導出過程

の解釈論争を参考にすることが極めて有効である。を正確にとらえるにに当たっては、ハリソンとケンプ

ようだと考えられる。 則化の定式」から導出する議論の大筋はひとまず次のカントが「偽りの約束をするべからず」を「自然法

来ればその正体が暴露するから―――、誰かが偽りのれば、――偽りの約束というものは必ず履行の時がまうということである。なぜなら皆が偽りの約束をすよって他ならぬ偽りの約束前法則化されれば、それに自己矛盾とは、偽りの約束が法則化されれば、それに自己矛盾とは、偽りの約束が法則化されれば、その法則は自己偽りの約束の法則化を考えた場合、その法則は自己

可能であるが、誰もがこれを採用して、それに則って私がこの格率を採用し、それに則って行為することはの議論の要点を約言して、「カントの論ずるところは、かなり自由な、しかし極めて徹底した批判的検討を行っかントの定言命法からの四つの義務の導出に関して、カントの定言命法からの四つの義務の導出に関して、

を受け入れず、こうして偽りの約束の不成立があらゆ約束をしようとしても、相手が信用せず、その申し出

る人々の間に普遍化するからである。

はこの陳述が自己矛盾することを示してはいない。」はこの陳述が自己矛盾である……と主張する。しかし彼て、「カントは、誰もが束をしなくなり、こうしても誰も約束をしなくなるであろう。こうしてしまうであろう。」と述べた後、これにコメントしたもであるであろう。」と述べた後、これにコメントしたまっであろう。」と述べた後、これにコメントしたまも問題の格率に則って行為することができなくなり、こうしても誰もが約束をしていうである。ということである。な行為することは不可能である、ということである。な行為することは不可能である、ということである。な

chen,make)」という語が、ハリソンにのみならず、の論証はハリソンの言う通り実際不十分であろう」が、一般に「因果の関係」を指すととらえ易くしているが、一般に「因果の関係」を指すととらえ易くしているが、

ということなのである。そしてこれが彼が実際に言おずだから。)ということではなく、それはそもそも矛ではそうなるはずだが。そこでは時間のずれがあるはい間存在することはできないはずだ(ハリソンの解釈い間存在するという格率は普遍的自然法則としてあまり長東をするという格率は普遍的自然法則としてあまり長東をするというとはできないはずだ(ハリソンの解釈の論証はハリソンの言う通り実際不十分であろう」が、の論証はハリソンの言う通り実際不十分であろう」が、の論証はハリソンの言う通り実際不十分であろう」が、の論証はハリソンの言う通り実際不十分であろう」が、

論証は帰謬法(reductio ad absurdum)の効果をもっそれであって、因果的結果でないことは明らかである。よって指示されている関係は論理的或いは準論理的なうとしていることであるなら、machenという動詞にということなのである。そしてこれが彼が実際に言お居なしには普遍的自然治具として存在し代ないにすた

ているのである。もしも、不可能によって、仮にこう

いかなる法則も存在しない、又存在しなかったはずでいう効果に到る普遍的法則があるなら、その場合には

と批判する。

るということを必然帰結する。こうしてそれは矛盾的自然法則が存在するという言明は同様に約束は存在す結(entailment)関係を示している。しかしそういうある。(この「もしも・・・その場合には」は必然帰

る」というカント自身の言葉の中にある「させる(ma-約束の目的そのものを不可能にさせてしまうはずであ

ての約束が偽りの約束であるということは、それ自体 になるであろうから。」と述べていることはどう理解 分に何かが約束されたと信じることがなくなり、そう う(machen)」に続けて、「というのも、何人も自 受約者によってあからさまな嘲笑で迎えられるはずで られてのみそうする。」と述べることは、更に又「い 結せず、人々についての或る別の経験命題と結びつけ ではいかなる約束も信じられないということを必然帰 すべきであろうか。ハリソンが再反論の中で、「すべ いった表現をすべて虚しい申し出としてあざ笑うこと うな両者の解釈の基本的対立をも解きほぐしながら、 共に明らかに正当ではないか。いずれにせよ、このよ かなる約束も信じられないとすれば、すべての約束は カント自身の主張に迫る必要がある。以下そのことに ある、との命題は経験命題である。」と述べることは、 しかしカント自身は、問題の「不可能にさせてしま

である。

合)に限られるならば、他の条件下では真実の約束がうに、それが或る条件下(例えば自分に都合がよい場束をするとしても、カントの格率の例がそうであるよカントの導出に対して、ハリソンが、皆が偽りの約

ろう。

束となるということは帰結しないのではないかと問うなされるかもしれないから、すべての約束が偽りの約

ら論理的に言えるのか、それともそうではないのか、ら論理的に言えるのか、それともそうではないのか、りでなす場合のことを考えているのであろう。問題は、りでなす場合のことを考えているのであろう。問題は、とき、あらゆる条件下で、従ってすべての約束を偽ってなおそらくカントは偽りの約束の法則を考えると言うことは、ひとまず正当であろう。

推断であろう。これがほぼハリソンの主張の方向であれてある。この場合、例えば私がすべての人がすべてのあり、そのことに基づいて私がすべての人がすべてのおる。この場合、例えば私がすべての人のすべての約束が偽りの約束であることを知ることは経験的知識である。この場合、例えば私がすべての人のすべての約まである。この場合、例えば私がすべての人のすべての約まを経験する日常の経験的事実に沿って行う為りの約束を経験する日常の経験的事実に沿って行う。

しかしこれに対して、事柄をもっと原理的に考える

ことも、その根底に働く論理に目を向ける。即ち偽りるのである。そして偽りの約束を人が信じないというして、あらゆる約束が偽りのものである場合を想定すい。日常的経験を拡大するのでなく、論理的可能性と方向での想定が可能であるとの意見があるかもしれな

含む概念である)を理性的人間がその論理性に基づいにもほぼ等しい形容矛盾であり、もともと自己矛盾を論理上の性格(―――「偽りの約束」は「偽りの真実」の約束を人が約束として認めないのは、偽りの約束の

主張するケンプはおそらくこういう方向で考えているとができる。カントは論理的不可能性を言っていると信じなくなるということを、純粋に論理的に推理すこて偽ってなされた場合、すべての人がすべての約束をて見抜くからなのである。従って我々は、約束がすべて見抜くからなのである。従って我々は、約束がすべ

と見る他ないのではないか。

> で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。 がところで偽りの約束が存在しなくなるまでであって、 とは相手を欺く。効果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。効果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。効果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。効果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。効果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。対果。ない空しいことであるから、 とは相手を欺く。対果。ない空しいことであるから、 であるう。逆に偽りの約束が存在しなくなるまでであって、 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るであるう。。 がところで偽りの約束が、空しいことを覚悟の上 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。 で、意志されるなら、それはその通り存在し得るである。。

一方で、定言命法の実在性を人間本性の特殊な性質か単なる論理の世界のものでなくなっている。カントは、「嘘つき少年」の話のような事態が起こるから現実に可能なはずである。これに対して、もしそうなれば、可能なはずである。これに対して、もしそうなれば、可能なはずである。これに対して、もしそうなれば、可能なはずである。これに対して、もしそうなれば、

らず、それを意志するとすれば、意志は本来意志し得 がまず考えられるであろう。そして、それにもかかわ 生ずることになるであろう。即ち、すべての約束が偽 間本性(即ち人間的自然)の特殊な性質」に基づいて を意志し得ないという、法則内の自己矛盾を招来する 招来される困難な事態を予想して、すべての人がそれ 法則下では、すべての人が偽りの約束を意志しながら、 うに考えられることになるであろう。又偽りの約束の ないものを意志するという自己矛盾を来す、というよ りの約束が法則化することを意志し得ないということ 事態を招来するが故に、人間は理性的である限り、偽 るということが不可能となるが、それは必ずや困難な りの約束となれば、人間が約束に基づいて共同生活す はないであろう。その場合、しかし、自己矛盾は 世界を全く論理的にのみ考察していると考えるべきで れば、偽りの約束の法則を想定する場合、彼は可能な 自然法則のようであり得るかと問う仕方で行う。とす り返し言うが、他方、義務の具体例の導出は、格率が ら導き出すようなことは断じてあってはならないとく

第一に、彼が、自己矛盾を来すことになる理由として、しかしカントがこう考えているとすると問題なのは、

と、考えられるであろう。

であったか、とらえるのが困難になってしまう。 と、我々はカントの主張は本当のところどういうもの的な考えに傾いてしまうことである。この理由はやはが、浮き上がってしまうことである。この理由はやはが、浮き上がってしまうことである。この理由はやはが、浮き上がってしまうことである。この理由はやはが、浮き上がってしまうことである。との理由はやはが、浮き上がってしまうととである。との理由はやはが、浮き上がってしまう。

のではないか。
おそらく実際のところは、カントは基本的にはケンおそらく実際のところは、カントは上に見た、すなかったのではないか。そしてそのために又、本来論にはそういう法則の社会を望まないのは、実はそういう社会が有益ではないか。即ちカントは上に見た、すべての人がすべての約束を偽ってなすという場合が自己矛盾なしに成立し得るということに思い到ることがいう社会が有益ではないか。即ち原理的、論理的に可いるからだということにも、考え到ることがなかったのではないか。

とは以下のことである。 以上の我々の考察が正しいとすれば、 それが示すこ

益性を考慮せずには、定められない。我々が現実には に論理的には、従って我々人間に対するそれぞれの有 下の共同体とのいずれを選ぶべきかということは、単 真実の約束の法則下の共同体と偽りの約束の法則

共同しながら生活することを益あることとして選んで 後者を意志し得ないのは、我々が真実な約束のもとで

② こうして約束履行の義務に関して既に我々が主張 ではあり得ない。ということが、別の形で証明された。ぽ である」が立てられるのは、それによって人間が互い いるからである。 であって、この人間関係に及ぼす利害への顧慮なしに に人間としてかかわり合う共同生活を円滑に行うため したこと――倫理的義務としての「約束は守るべき

そしてより根本的な、問題を提起するように思われる。 務の場合に固有な問題を越えて、以下のより一般的な、 しかし考察は更に、上のような約束に関する義

道徳性の十分なものさしなのか。 (2) そもそも或る格率が普遍化可能であるというこ (1) 普遍法則化が可能であるということはそもそも

> とはその格率が道徳的に正しいということの根拠であ り得るのか。 (3) 定言命法の第一定式は道徳法則であり得るのか。

という問題である。

これについては節を改めて問題にしよう。

七

(1) 前節での我々の考察が正しいとすれば、第一

問題に対する答えは既に与えられている。法則化可能

ことの意味および理由である。その理由については、 ら、それは既に十分なものさしではない。問題はその に属する原理であるわけではないように、普遍法則化 行の義務や均衡の原則がそれ自体で直ちに道徳的領域 我々は既に答えの方向を示唆されている。即ち約束履 が道徳性のものさしでない事例が一つでも示されるな

れの種であるところのもの」なのか、である。 般」即ち「道徳法則や自然法則や論理法則がすべてそ る普遍的法則とは道徳法則なのか、それとも「法則 の問いである。即ちカントが第一定式の中で述べてい カント

に関連すると思われる問題はハリソンが投げかける次 も同様ではないかということである。このことと密接

される法則はどうなのか。 えられていることは確かである。しかしその中で言及主張していた。従って第一定式の全体が道徳法則と考は定言命法は、そしてそれのみが、道徳法則であると

全体が道徳法則なのだから、これも道徳法則でなける。それではあまりにも魔法めいていない道徳法則を既に知っていることを要求するから、定式は道徳法則を既に知っていることを要求するから、定式は道徳法則を既に知っていることはできない。それでは道を決したとない、と考えることはできない。それでは道を体が道徳法則なのだから、これも道徳法則でなける。

トが答え得る方向は二つのいずれかのみであろう。一置いていたと見なければならない。問いに対してカンらかに彼は法則一般を、従って普遍性のみを、念頭にら実質を含まない法則の法則性が、従ってただ普遍性ら実質を含まない法則の法則性が、従ってただ普遍性ら実質を含まない法則の法則性が、しかも何らま質を含まない法則の法則性が、しかも何らまではは対して十分に答える用意はカントにないこの問いに対して十分に答える用意はカントにない

つは、意志を――その格率を――普遍的に規定するも

えた方向であった。意志が普遍化に耐えるのはそれが ころに立っているのであろうか。それとも「pが真で ているであろうが、このとき彼は道徳的にあるべきと れることを意志しつつ、又そうし得る限りで、そうし らの「pが真であると判断すべきである」が普遍化さ 者も、彼がPが真であると確信しているとすれば、自 う。しかし、純粋に学問的真理の追究に没頭している 場合もあるであろう。政治当局の圧力に屈せずに歴史 そうしているときには、我々は既にもはや道徳的になっ ことはないのであろうか。認識や芸術の場でであれ、 の場で自らの意志するところを普遍化する意志をもつ 性はそこにしか成立しない。しかし我々は認識や芸術 道徳的であるところにおいてだけである。そして道徳 いて同様となる。前者がひとまずおそらくカントの考 ち道徳法則となる。後者の場合には、行為の格率につ の場合には、意志の格率を普遍化できれば、それは即 は即ち道徳法則なのである、というものである。前者 は、行為を――その格率を――普遍的に規定するもの のは即ち道徳法則なのである、というもの。もう一つ あると判断すべきである」は意志の格率とは言えない 的真実を世に明らかにしようとする者はその例であろ ているのであろうか。認識の場で道徳的となるという

溫

定言命法(第一定式)はもはや道徳法則のものさしで

て、意志の格率と行為の格率とはこの意味では引き離 はないからか。意志の格率は行為の意志の格率であっ のか。その理由は当為が判断のそれで、行為のそれで

なら、健康の最大の秘訣は朝夕の乾布摩擦にあると確 ときはどうか。作曲家の言う「終わる」は基本的に 遍化を意志しつつ、その可能性を吟味した上で、言う うしてもこの和音で終わらなければならない」と、普 されないのか。では芸術の場で、作曲家が「ここはど **「制作」であって、「行為」ではないのか。だがそれ**

を、それが『普遍法則』となることを自己矛盾なしに 信する者が、自らの実践的格率「朝夕乾布摩擦すべし」

え健康の秘訣について、或いは格率が真に自己矛盾な 意志し得るとを確信しつつ、実践するとき、彼はたと しに普遍化し得るかについて、考え違いがあるとして

を説明できなければならないが、それが可能であろう ば、カントは乾布摩擦を「行為」ではないと、或いは ことができるのであろうか。それを認めないのであれ⁽³⁸⁾ も、ともかくも道徳的であろうとしてはいる、と言う その格率を意志の格率ではないと、主張し、その理由

る)ものとは言えないことを明らかにしていくなら、 の行為や意志の特性からそれが道徳的な(道徳に関わ か。もしも行為や意志に属することは認めながら、そ

> る。そのとき命法全体は、命法全体が道徳的法則とさ る)格率であることが分かっているものについて、そ れが法則であり得るか否かを吟味するだけのものとな はあり得ない。それはただ、既に道徳的(道徳に関す

れたことと考え合せると、道徳の領域内において、普

るから、全体は、道徳の領域で法則たり得るものにの にならないであろうか。尤も、命法は命令するのであ という、トートロジカルな、空虚な、ことを言うこと 遍的法則であり得る格率のみが道徳的法則であり得る

(第一定式)に込めた意味であろうか。 仮言命法と定 しと、命ずるであろうが、それがカントが定言命法 み従うべしと、一言で言えば、道徳法則にのみ従うべ

徳の領域にだけ固有なものだとは思われないこと、従っ 考察の全体は、普遍化の要求ということが決して道 命令かの違いだとされたのではなかったか。

言命法との違いはそれぞれが道徳外の指令か、道徳の

とは思われないことを示している。たとえ普遍化の要 てそれが道徳と道徳外とを分けるものさしとなり得る

そうであろう。カントの定言命法(第一定式)は二重 請が行為の意志の格率に対してだけ限られた場合でも、 の意味で道徳性の十分なものさしでないであろう。①

求する命法はまだいずれの実質的領域の中にも属して 純粋な形式性のために十分なものさしとなり得ないと に他の要素の考慮をも要するという意味で、十分でな れば、単にそれのみでは道徳的正しさ――その意味で それは、約束の場合の先程の我々の考察が正しいとす を区別するものさしとして十分ではない。②更に又、 定言命法は非道徳性(道徳外)と道徳性(道徳内)と 然法則化の定式を用いたのか、ひいては二つの定式の とも考えられる。しかし問題はいかなる意味で彼は白 具体的道徳原則が導かれると考えていたわけではない 身単なる普遍性という全く純粋な形式性だけで現実の 然法則化の定式から行なった。そうである以上、彼自 正しさとそうでないものとを区別することができない ができないだけではなく(①)、道徳内に入っても、 おらず、そのために道徳内と道徳外とを区別すること い。この両方に亘って共通なことは、定言命法はその の道徳性――のものさしとなり得ず、その判別のため いても、更に実質的要因が加わることが必要である。(第) (②)。二つの区別がなされるためには、いずれにお いうことである。普遍性という純粋な形式性のみを要 定式そのものからではなく、その系とも言うべき自 既に触れたように、カントは具体的義務の導出を第

らないと思われるが、ただ我々が見た通り、少なくと の中に移しこむのではなく、単に合法則性一般の形式・ とができる。」「従って、感性界の自然を英知的自然 をではなく、法則を、しかも感官の対象において具体 形式に関してだけであるということである。「それ 則を本質的に自由の法則である道徳法則の「範型」と 関係をいかに考えていたか、である。カントが自然法 単に形式に関してのみ自然法則を範型として用いると れはただ私が直観や直観に依存するものを英知的自然 の範型として用いることも許されているが、しかしそ そこで我々はこの種の法則を道徳法則の範型と呼ぶこ ための法則として基礎に据えることができるのであり、 法則を、と言っても単にその形式に関して、判断力の 的に示されることのできる法則を、従って一つの自然 して示す際強調することは、その範型性はどこまでも も約束に関する義務の場合、カントは自然法則化の定 トの実際の使用例に則して詳細に検討されなければな そも果たして真になされ得るのかということは、 いうことが具体的にいかにしてなされ得るか、否そも (悟性) を英知的自然に関係づける限りでのみである。 -筆者)は理性の理念に対して、感性の図式

式を用いながらも純粋に論理的形式性のみからその義

いるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法やいるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳性を根拠づけることはとりもなおさず、単なる普遍法もつ程、ということはとりもなおさず、単なる普遍法もつ程、ということはとりもなおさず、単なる普遍法してということ自体は、従って第一定式は、決して道徳性を根拠づけることはとりもなおさず、単なる普遍法のということにある人間の感性的実質面を考慮に入れないということはできると思われるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法を根拠づけようとしたと言うことができると思われるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法を担づるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法をいるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法ということができると思われるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法をはいるのではないか。第一定式それ自体は決して道徳法をいるのではない。

則ではあり得ないのではないか。

の格率が何らかそれに先だって識別される道徳的(道の格率が何らかそれに先だって識別される道徳的(道は先程、定式が全体として、道徳法則ではあり得ない。我々は当然全体として未だ道徳法則ではあり得ない。我々は生程、定式が全体として、道徳法則に従うべし、とは生程、定式が全体として、道徳法則に従うべし、とは生程、定式が全体として、道徳法則に従うべし、とは生程、定式が全体として、道徳法則ではあり得ない。我々は生体は一つの根本的道徳法則であり得るであろうが、しかしその場合とは定言命法にかけられる道徳的(道の格率が何らかそれに先だって識別される道徳的(道の格率が何らかそれに先だって識別される道徳的(道の格率が何らかそれに先だって識別される道徳的(道と)という。

はっきり違う場合――のことであった。れるという、想定された場合――― カントの考えとは立になされ、定言命法がはじめから前者の中に限定さ換えれば、道徳と道徳外の領域画定が定言命法から独徳内領域の)格率に限られると仮定された場合、言い

束ではなくても、偽りの約束は或る意味で、信じる。 じなくなるであろうと言ったが、事実は、なるほど約 ると述べた。カントはそういう場合には誰も約束を信 生ぜず、法則は自己矛盾を含まずに成立するはずであ 間がその本質を知っているのであるから、何ら混乱を 己矛盾が果たして生じるかを問題にし、原理的にすべ 拠であり得るのかである。我々は既に偽りの約束を普 自己自身の存在を必ずしも否定してしまうことなしに 信するであろう。そうなれば、普遍的な偽りの約束は ての約束が偽りの約束になるのであれば、すべての人 遍法則化した場合、その結果としてその法則の中に自 いうことはその格率が道徳的に正しいということの根 べきことは、そもそも或る格率が普遍化可能であると 存続させることができるのである。実際偽りの約束の であろう―― (2)以上のこととも深く関わることとして問われる 即ち相手の約束が偽りであることを確

理解するからである。これが可能なのは無論嘘が普遍助けないでくれ!」と叫べば、大人立ちは「真実」を らず、むしろ十分可能であることを見届ける必要があ 法則化している、そしてその結果すべての語りがその き少年』の悲劇が起きるとは限らないのであって、と ろう。類比的に、嘘が普遍化したところでは、 二人は期待通り幸福の瞬間を迎えることができるであ いめいすごそう。」と彼女に言い、彼女も同意すれば、 したいときに、「明日夕方六時には公園以外の所でめ る。例えば、私が明日夕方六時に彼女と公園でデート 法則下では、計画的な共同生活が不可能になるとは限 疑問を呼び起こさずにはいない。格率の法則化が可能 狼に襲われた少年が自分の嘘に懲りるときなのである。 るのは、それがむしろ偶発的であるところでであり、 来すのは、つまり自己自身の存在を否定するようにな 含まないのである。嘘や偽りの約束が〝自己矛盾〟を それが普遍法則化したときには、かえって自己矛盾を 反対を意味しているからである。同様に偽りの約束も いうのも、狼に襲われたとき少年は「狼が来ていない。 の根拠づけとそもそも関係があるのかという根本的な つまり例えば嘘をつかない大人たちに囲まれながら、 以上のことは一体格率の普遍法則化は格率の正しさ

り、社会生活を混乱させる大きな弊害をもたらすかられていない現実の世界で、それが相手に迷惑をかけた想定された普遍法則化の世界ででなく、普遍法則化さい。実際偽りの約束が道徳的に是認され得ないのではない正しいということは格率や格率の示す行為が道徳的にであるということは格率や格率の示す行為が道徳的に

ではないか。

的に存在してはならない理由になるのであろうか。的に存在してはならない理由になるのであろうか。 といことを知りながら偽りの約束をすることは「無意ないことを知りながら偽りの約束をすることは「無意ないことを知りながら偽りの約束を、又その格率を、道徳的にずそのことが偽りの約束は本来の目的のもとでは存在して事実上は偽りの約束は本来の目的のもとでは存在して事実上は偽りの約束は本来の目的のもとでは存在してするであろう。しかしその大きであるが、その場合には一層なないことを知りながら偽りの約束をすることは「無意ないことを知りながら偽りの約束をすることがよりに、カントは偽りの約束が追続を持ている。

註

により行う。アラビア数字は巻数、ローマ数字はページを示 カントからの引用は、KSの符号を付して、アカデミー版

- (1)本稿で道徳法則であり得るかを問題にされる「定言命 法」は定言命法の基本定式(普遍法則化の定式)又は 自然法則化の定式」に限られる。
- (2)小倉志祥『カントの倫理思想』一九七二、372頁
- (3) 同書 371頁
- (4) Bruce Aune; Kant's Theory of Morals,1979
- P.40
- (5) idid. p.38
- (Φ) H. J. Paton, The Categorical Imperative, 3 rd ed. 1958, (CIと略記) p.95
- (7)二での考察及び、以上命法の形式について見たところ 言うことができるであろう。道徳的命法は基本的には定 を踏まえるならば、αの表現形式に関しては次のように
- あり、「他人の生命を救うために、万全を尽くすべし」 言形式の、目的-手段の連言形式であった。それは「他 人の生命を救うべし、そのために万全を尽くすべし」で

助言に近い命令である。このことが示すことは、αはや 手がそこにはっきりと立つように 『命令』 してくるから と欲しまいと、『無条件に』『絶対的に』命令してくる は「真の幸福を追求せよ」を、相手がそれを『欲しよう であった。しかしαはそれに対し「真の幸福を得るため はり仮言命法であるということに他ならない。 よう呼びかける、励ましの響きを含んだ、勧告・忠告・ に選択の自由を認めながらも、相手が本来の自身に帰る である。それは〝有無を言わせぬ〟厳命ではなく、相手 ているのであるから ―― むしろ相手に信頼しつつ、相 のでなく、――というのも相手は本来はそれを自ら求め に(は)、Xせよ」である。というのも、ここでは命法

- (∞) KS, VI, S. 35
- (๑) KS, V, 93

(9) KS, V, 110

- (11) KS, V, 110
- (12) KS, V, 114
- (4) KS, V, 11-1 (3) KS, V, 11
- (15) KS, V, 93

、16) 小倉貞秀『カント倫理学の基礎』181、2頁

Practical Reason P. 245, 248 Beck, A Conmentary on Kant's Critique of

- (17) Vg1.KS, V, 109f
- (3) Max Schelar, Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik
- (9) V_{g1} .KS, IV, 460
- (20) カントの定言命法の第二導出定式「人間性目的の定式」が はできるであろう。それが社会道徳的根本原理であるだけ でなく、個人道徳の根本原理でもあることは言うまでもな 面相互人格尊重の社会道徳的根本原理であると見ること
- (21)この点あたかも同一律がカント倫理学の基礎となってい るかのように見る解釈には疑問を覚える。高峯一愚『カン ト実践理性批判解説』115頁など参照。
- (22) KS, V, 58
- (2)ここで公正の原則を殊更取り上げるのは、フランケナ K.Frankena, Ethics, 2nd ed.1973, p.43) 確かに公 (the principle of justice) を挙げるからである。(W 前者によってのみ導かれる根本原則として公正の原則 が可能な倫理学のタイプを義務論と目的論に分けた上で、

かれる原則だとの考えは十分理解できる。拙論は公正 正の原則がひとまず結果から独立な、理性から直接に導

- 係は問われるところであるが、今は考慮の外に置く。 尚、公正の原則とカントの「人間性目的の定式」との関 は、感性的原理が共働しなければならないことを示す。 するわけではないが、それが道徳的原理となるところで (均衡)という原理自体が理性から直接出ることを否定
- (전) J. Kemp, Kan'ts Examples of the Categorical
- Imperative, KANT, A Collection of Critical

Essays, (以下CCEと略記) ed. by R.P.Wolff

- 1968, P. 254
- (25) i b i d. p. 252
- (%) i b i d. p. 251
- (27) i b i d. p. 252 (28) i b i d. p. 252 f.

(29) KS, IV, 422

- (S) J. Harrison, The Categorical Imperative CCE, P. 263
- (3) i b i d. P. 264
- (3)ハリソンもこういう事態に到る場合に言及している。 的を達成できなくなること、即ち当の偽りの約束によっ 知っているから、偽りの約束をしようとする者がその目 偽りの約束が法則化した場合、すべての人がその本質を (CCE, P. 263) 尚、カントが言う「自己矛盾」とは、

古田手に偽って約束をすることができないことである可能性もある。偽りの約束が偽りの約束の働きをなさなくなってしまうことは「自己矛盾」であろう。註(34)になってしまうことは「自己矛盾」であろう。社(34)になってしまうことは「自己矛盾」であろう。社(34)になってしまうとが果たして、そしてなぜ、偽りの約束やそ合、そのことが果たして、そしてなぜ、偽りの約束やそ合、そのことが果たして、そしてなぜ、偽りの約束やそ合、そのことが果たして、そしてなぜ、偽りの約束やそら、そのことが果たして、そしてなぜ、偽りの約束やその格率が道徳的にあるべきでないことを言っているが、これで、我々としては、一応「自己矛盾」とは普遍法則解し難い。(この点については本稿最終部分で見る。)が、このような解釈が正鵠を射るであろう。社(34)になって、我々としては、一応「自己矛盾」とは普遍法則が、この格率が道徳的にあるべきでないことである可能にさるように、カントは偽りの約束の働きをなさなくなって、我々としては、一応「自己矛盾」とは普遍法則には、この格率が道徳的にあるべきでないことである可能にされているように、対すないののの対束が、は、ことである可能にされているようによりの約束が、ことである可能性もある。

目的自体を不可能にさせる、と言っている。その主旨は、必ずしも偽りの約束の法則の普遍性は、偽りの約束と(34)カントは偽りの約束の法則の普遍性は、偽りの約束と(33)こう考えられることが予想されるが、しかし実際には

偽りの法則の普遍性は偽りの約束の前提である約束その

矛盾なのである。 おのを不可能にさせるから、自分の足下に自分の墓穴を れに依存する。結局は自らの前提を不可能にすることに れに依存する。結局は自らの前提を不可能にすることに なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることに なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 よって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己 なって、他ならぬ自らの存在を不可能にすることが自己

(35) 約束を守る義務によって「人間関係の実質上の相志の人間関係でもなく、人格としての人間関係でも、学者同志の人間関係でもなく、人格としての人間関係でも、学者同たらす限りで、或いはそもそも人格関係を信頼関係へもたらす限りで、或いはそもそも人格関係を信頼関係へもことの正当性は十分考えられる。しかしその点の検討は後の課題である。道徳的義務の形式的規定に専らかかわる第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相る第一定式を問題にしている今は人間関係の実質上の相

ことは、直ちに道徳的悪ではない。約束を果たす意志が約束を果たそうとしながら、何らかの事情で果たせないの格率に、遡って問題にする彼の基本姿勢からであろう。義務を問題にしたのは、行為の道徳的価値を意志に、そ

違は問題にならない。

が偽って約束する場合であろう。ないことが間違いなく悪である。その最も徹底した場合

は「意志にのみ関わる」のに対し、「老後に困らないよ

に見たように、おそらくカント自身も目指した方向で法性に求めた我々と、少なくとも一見、異なる。しかし既めた点で、カントは、それを言行間の。矛盾。なき一貫因みに、理性の直接の要請を自己矛盾なき法則性に求

実行しない「矛盾」とは、相反する意志間の時間的関係に、法則が自己矛盾を含むようになるのはもともと偽りに、法則が自己矛盾を含むようになるのはもともと偽りを行う意志を相手に対して確かにするその時に、他方でを行う意志を相手に対して確かにするその時に、他方でを行う意志を相手に対して確かにするその時に、他方でをの意志を確かにしない「自己矛盾」と、約束しながらなのである。一方で約束をする、言い換えれば未来に或ることを行う意志を確かにしない「角目とは、相反する意志間の時間的関係を称為している。

(37) CCE, p. 262

にずれはあれ、本質的には同じである。

条件的、「実質的格率」(Paton, CI, P. 61)である。 トンが明言するように、定言命法のものさしにかけられた、のが明言するように、定言命法のものさしにかけられる格率はすべて一定の目的(例えば苦の回避)を含んだ、又ペイーンが明言するように、フペイーンが明言するように、フペイーンが明確を目的とするものであることは何ら排除のである。

(39)カントは、例えば「決して偽りの約束をするべからず」

性によって達成される事柄を顧慮する」ことであり、上意を向けさせていると言い、規則が意志にのみに関係するか否かが道徳法則か否かを分けるという主旨のことを説いている。(KS, V, 20)しかしこれは普遍化する以前に格率そのものが意志の格率か他の格率かが区別され、前者を普遍化したものが道徳法則だということではれ、前者を普遍化したものが道徳法則だということではれ、前者を普遍化したものが道徳法則が意志以外のものに注う、若い内に働き、貯蓄すべし」は意志以外のものに注

も、この規則自体は結果への顧慮を含んでいない以上、題にするならば、「若い内に働くべし」も「貯蓄すべし」めて言えることなのである。事実、規則の形式だけを問ことはそれが定言命法であることが分かったときにはじて偽りの約束をするべからず」が「意志にのみ関わる」

の区別は要するに定言命法と仮言命法との区別であって、

うなカントの区別が貫かれ得るかは疑わしい。格率「後らかになるのでなければならないであろう。但しこのよれたとき、それが普遍化し得ないことによって、はじめ目的(老後に困らないため)を伴った格率として立てららは道徳法則だとはみなされないはずである。これらが高志にのみ関わると言わなければならなくなるが、これ意志にのみ関わると言わなければならなくなるが、これ

に困らないように、偽りの約束をするまい」は普遍化し

得ないのであろうか。し得ると思われるが、そうなれば「個別でかり」という。

に言えることであり、カントは意志にのみ関わる格率規則が目的を伴わない無条件のものであることから直ちばならなくなる。それとも意志にのみ関わるとは格率やカントはこれを意志にのみ関わる道徳法則と認めなけれ

(「偽りの約束をするまい」「若い内に働こう」 「貯蓄

ならないということは揺るがないと思われる。化の篩いにかけられるものは「実質的格率」でなければ、上ででをあればいるのが、当遍ででは、関を選別するのであろうか。しかしその場合普をしよう」等)のみを普遍化の篩いにかけることによっ

(40) いずれの区別のためにも更に実質的要因が加わることも体を拒んではあろう。もしも我々が道徳が問題となる場面で普遍ではあろう。もしも我々が道徳が問題となる場面で普遍が必要であるということが示すように、普遍性の要請はが必要であるということが示すように、普遍性の要請は、40) いずれの区別のためにも更に実質的要因が加わること

(41) KS, V, 69

きいであろう。

いるであろう。このことを言うことの意義は今日一層大

(42) KS, V, 70